

狢区設定可能性調査事業
報告書

平成24年2月

北海道森林管理局

目 次

1	事業概要	1
2	調査内容.....	3
2-1	猟区設定のための手続き、条件等の整理.....	3
2-1-1	猟区とは	3
2-1-2	猟区の種類.....	3
2-1-3	猟区の設定者及び設定手続き.....	3
2-1-4	猟区の事務の委託.....	4
2-1-5	その他	4
2-2	全国の獣類を対象とした猟区に関する調査.....	5
2-2-1	調査目的	5
2-2-2	調査対象と調査方法.....	5
2-2-3	調査結果	10
	(1) 統計資料等による分析結果.....	10
	(2) アンケート調査の結果.....	12
	(3) ヒアリング調査の結果.....	19
2-2-4	調査結果のまとめ.....	32
2-3	占冠村に関する調査.....	34
2-3-1	調査目的	34
2-3-2	調査対象	34
2-3-3	調査方法	35
2-3-4	調査結果	36
	(1) 土地利用状況および地理的条件.....	36
	(2) 飲食店・宿泊施設・アクセス.....	38
	(3) 森林および森林施業.....	39
	(4) エゾシカの生息状況および捕獲の動向.....	42
	(5) エゾシカによる被害とその対策.....	48
2-4	有識者からの意見聴取.....	51
3	分析	54
3-1	今後の猟区のあり方について.....	54
3-1-1	猟区の運営に必要な条件.....	54
3-1-2	猟区の果たす役割.....	55
3-2	占冠村における猟区運営方式の提案.....	57
3-2-1	占冠村における猟区のあり方.....	57
3-2-2	具体的な運営方式のタイプ.....	58
3-3	国有林野事業における森林施業等との調整方法及び猟区支援策	61

3-3-1	森林施業等との調整方法.....	61
3-3-2	猟区支援策.....	61
4	報告会	63

資料編

- ① アンケート調査票
- ② 各猟区管理規程
- ③ 狩猟関係統計データ
- ④ 報告会発表スライド

1 事業概要

1-1 事業の目的

本事業の目的は、エゾシカによる諸問題を解決しつつ、地域振興を図る手段として期待される猟区を北海道国有林に設定する場合の諸問題を洗い出し、解決策を見つけることにある。

1-2 調査対象

- ・全国の獣類を対象とした猟区とする。
- ・北海道勇払郡占冠村とする。

1-3 事業の内容

(1) 猟区設定のための手続き・条件等の整理

猟区を設定するための手続きや条件等について主に法律の面から整理をする。

(2) 全国の獣類を対象とした猟区に関する調査

全国の獣類を対象とした猟区について、聞き取り調査ならびに現地調査により以下のことを調査する。

① 運営状況等及び土地所有状況について調査

- ・猟区設置の背景（地理的条件、シカの生息状況、ハンターの動向、土地所有者の問題、シカの農林業被害、シカの残滓処理場、シカの解体加工場等）
- ・地域経済への影響
- ・猟区の運営（運営組織、入猟者の管理、狩猟期間、料金体系、猟法等）

② 各猟区内での土地所有者による土地管理行為や林業との調整状況

- ・猟区経営に資する森林施業や土地管理を行っている場合には、これを含む。

(3) 占冠村に関する調査

エゾシカの生息状況や社会経済状況及びエゾシカの個体管理と森林施業等について調査

- ・自然条件（地理的条件、エゾシカの生息状況）
- ・社会経済状況（ハンター及びこれまでの捕獲の動向、土地所有状況、エゾシカの農林業被害、エゾシカの処理施設、宿泊施設、飲食店、アクセス等）
- ・各団体の意見、要望等

(4) 有識者からの意見聴取

今後の猟区のあり方や占冠村で猟区を設定する上での課題や解決策などについて、エゾシカの保護管理や狩猟制度、環境経済等を専門とする有識者にヒアリング調査を行う。

(5) 分析等

上記（１）－（４）を分析した上で、５タイプ以上の猟区運営方式（猟法等も含む）を提

案し、それぞれについて、国有林野事業における森林施業等との調整方法及び猟区支援策について具体的に提案する。

（６）報告会

提案された内容について、報告会において報告する。

１－４ 事業の実施期間

平成23年10月20日から平成24年2月29日まで。

１－５ 事業の実施者

本事業は、北海道森林管理局の請負により、特定非営利活動法人EnVision環境保全事務所が実施した。

１－６ 事業の成果品

- ・冊子報告書 20部（簡易製本）
- ・CD-R等 2部

2 調査内容

2-1 猟区設定のための手続き、条件等の整理

2-1-1 猟区とは

猟区とは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下：法）に基づく制度であり、管理された狩猟、秩序ある狩猟を行うため、積極的に狩猟鳥獣の保護増殖を図る一方、猟場（可猟区域）の一部を区切って、その区域内で排他的に入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣及び捕獲数の制限等を行う区域のことを言う。

都道府県知事の認可を得て、10年以内の存続期間を定めて設定され、猟区管理規程に基づいて運営される。（法第68条）

2-1-2 猟区の種類

猟区には、狩猟鳥獣全種が対象となる猟区（一般猟区）と、放鳥獣のみが捕獲対象となる放鳥獣猟区の2種類がある。

2-1-3 猟区の設定者及び設定手続き

（1）設定者

猟区の設定者については、従来は国及び地方公共団体のみであったが、昭和53年の改正により民間の者でも、猟区の管理経営に必要な技術と能力を有する者であれば設定できることとなった。

（2）設定手続

猟区の設定手続きに際しては、下記の書類を都道府県知事に提出する。（施行規則第72条第1項）

- ・ 猟区設定認可申請書
- ・ 猟区管理規程（＊）
- ・ 区域及び位置を示す地形図（25000分の1以上）
- ・ 猟区区域内の土地所有者の同意書
- ・ 猟区設定に関する予算書

＊ 猟区管理規程に必要な記載事項（施行令第3条、施行規則第75条）

- ・ 猟区の名称
- ・ 区域
- ・ 存続期間
- ・ 放鳥獣猟区にあつては、その旨及び放鳥獣をする狩猟鳥獣の種類
- ・ 猟区設定者の事務所の位置
- ・ 入猟申込みの手続き
- ・ 入猟承認の基準

- ・入猟承認の通知方法
- ・入猟承認料及びその納付の方法
- ・入猟承認証に関する事項
- ・入猟者の守るべき条件
- ・狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項
- ・狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事項
- ・狩猟を禁止する区域の指定に関する事項
- ・捕獲等の数の制限に関する事項
- ・猟法又は猟具の制限に関する事項
- ・猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項

2－1－4 猟区の事務の委託

猟区の設定者が行政機関の場合、以下の事務を第三者に委託することができる。(法第73条)

- ・狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務
- ・狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事務
- ・狩猟鳥獣の飼育に関する事務
- ・入猟者の案内に関する事務
- ・猟区の区域内における監視に関する事務

2－1－5 国有林で猟区を設定する場合の手続き

国有林に猟区を設定する場合には、下記の国有林野管理規程に基づき、林野庁長官の承認を受けなければならない。

＊国有林野管理規程第76条

森林管理局長は、猟区を設定することを認め、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第六十八条第一項の規定により都道府県知事の認可を受けようとするときは、あらかじめ林野庁長官の承認を受けなければならない。

2-2 全国の獣類を対象とした猟区に関する調査

2-2-1 調査目的

獣類を対象とする既存猟区を対象に情報収集を行い、今後、北海道に猟区を設置する場合の問題点や課題を整理することを目的に調査を実施した。

2-2-2 調査対象と調査方法

(1) 調査対象

主に獣類を対象とした猟区を調査地とした。調査地には猟区設定を解除したものも含まれている。

表2-2-1 調査対象の猟区

	猟区名	所在都道府県	所在市町村	設定者
1	西興部村猟区	北海道	西興部村	NPO法人西興部村猟区管理協会
2	大迫猟区	岩手県	花巻市	花巻市
3	三陸地区五葉山猟区	岩手県	大船渡市	三陸地区五葉山猟区管理協会
4	清川村猟区	神奈川県	清川村	清川村
5	相模原市鳥屋猟区	神奈川県	相模原市	相模原市
6	山北町三保猟区	神奈川県	山北町	山北町
7	揖斐川町小島猟区	岐阜県	揖斐川町	揖斐川町
8	日野町猟区	滋賀県	日野町	日野町
9	呉市倉橋町猟区※	広島県	呉市	呉市

※呉市倉橋町猟区は平成23年10月30日をもって廃止された。

(2) 調査内容

猟区設置の背景、猟区の運営方法および運営状況、地域経済への影響、土地管理者による管理や調整行為等について調査を行った。

表2-2-2 調査内容

設置背景	猟区設定年、設定された目的や背景等、地理的条件、シカの生息状況等
猟区の運営方法	猟区管理規程、運営組織・体制、入猟期間と料金設定、猟法、モニタリング調査や捕獲目標等、地域の合意形成、残滓処理場や加工場の有無
猟区の運営状況	経営状況、運営課題
地域経済への影響	飲食店や宿泊施設等の他業種への影響、農林業被害、猟区に関する雇用状況
土地所有者による管理 や調整行為等	猟区内での土地管理行為および森林施業における留意事項、安全確保のための取組み、猟区運営への配慮事項

(3)調査方法

① 既存資料等の情報収集と整理

調査対象の猟区および所在市町村に関する情報を、インターネットおよび所在都道府県鳥獣担当部署より入手し整理した。

② アンケート調査

表2-2-1の調査猟区のうち、相模原市鳥屋猟区、山北町三保猟区、揖斐川町小島猟区、日野町猟区、呉市倉橋町猟区については、アンケート調査票を12月に郵送し回答をいただいた。なお、呉市倉橋町猟区は調査実施時点ですでに猟区を廃止していたため、平成22年度までの状況について回答をいただいた。アンケートの調査票の内容を表2-2-3に示した。

③ ヒアリング調査

表2-2-1の調査猟区のうち、西興部村猟区、大迫猟区、三陸地区五葉山猟区、清川村猟区については、事前にヒアリング調査項目を送付し、現地へ出向きヒアリングおよび猟区の現地を確認した。調査期日およびヒアリング調査項目を、表2-2-4、表2-2-5に示した。

アンケート調査およびヒアリング調査猟区の位置図を以下に示した。



図2-2-1 調査猟区位置図

表2-2-3 アンケート調査内容

基本項目	※猟区設定者 ※猟区区域所在地 ・運営開始年月日 ※存続期間 ・猟区面積(全体面積) ・地目別面積 森林(国有林・県有林・市町村有林・私有林)、耕地、宅地、原野、その他(市街地、河川敷等国有地)
管理運営項目 (運営組織・体制)	・維持管理の事務委託の有無(委託先名称) ※管理運営事務所の所在地 ・猟区管理運営スタッフの数 役場で直営の場合は外部委託人数 ※入猟承認料 ・案内人・ガイド等の有無(案内人・ガイド料金)
管理運営項目 (猟区管理)	・放鳥獣猟区の該当の有無 ・放鳥等の種類と数 ・狩猟鳥獣の繁殖保護施設等設置有無 ・放鳥・放獣等の狩猟鳥獣確保の措置 ・狩猟対象の生息状況調査の実施有無(調査概要)
管理運営項目 (利用管理)	・入猟者募集方法・広報等 ※使用猟具・猟法の制限 ※利用最少人数 ※1人当たりの捕獲数制限 ※1日当たりの入猟者数の制限 ・捕獲個体の解体・買取サービスの有無(解体サービスの価格) ・猟区周辺の残滓処理場の有無 ・猟区周辺の解体加工場の有無 ・解体後の肉等の買取の有無 ・残滓処理手数料の有無(手数料の料金)
問1 猟区設定の目的	猟区を設定した目的についてご記入ください。 例:安全確保のため、農林業被害が多くその加害獣をコントロールするため、地元猟友会等ハンターからの要望があったため、加害獣の駆除等を行うハンターを育成するため等
問2 入猟者の傾向	猟区へ来られるハンターの傾向(属地:地元・県内・県外、リピータの割合、入猟形態:個人・団体等)についてご記入ください。 例:地元(町内近郊)のハンターが半数以上、町外・県外のハンターが半数以上、リピータが多い、猟友会等団体利用が多い等
問3 広報等の取組み	入猟者を募集するための広報や、ほかに取り組んでいることがありましたらご記入ください。 例:地元猟友会へ案内を出す、前年度入猟者へ案内を送る、ホームページで開猟を知らせる等
問4 猟区による地域経済への影響	入猟者による地元飲食店や小売店、宿泊・解体加工施設の利用等による地域への経済的な影響はいかがでしょうか？ 例:入猟者の多くが必ず町内の宿泊施設・飲食店を利用する、ほとんど利用されないため影響は小さい等
問5 猟区およびその周辺の農林業被害の状況	猟区およびその周辺において狩猟対象による農林業の被害はありますか？被害の増減傾向はいかがでしょうか？
問6 農林業被害対策・有害鳥獣駆除と猟区運営との調整	農林業被害対策としてどのような対策をとっていますか？ また、被害対策と猟区運営とを、どのように調整されていますか？ 被害対策例:鳥獣被害防止計画を策定して対処、フェンスや柵購入の補助金を出している等 調整方法例:有害鳥獣駆除が多い場合は一人当たり狩猟数を多くする、狩猟期間の変更、猟区運営の収益金をフェンス設置費用等の被害対策にまわす等、
問7 土地所有者との調整	(1) 土地所有者と猟区管理者の間での情報交換や報告の機会等がありますか？ 例:土地所有者と地元関係機関等による協議会の開催等 (2) 土地所有者や地域住民、ハンター等の間における問題や課題がありますか？

	例:農林業への安全対策、残滓処理がきちんとされない、ハンターのマナー違反に対する苦情等
問8 土地管理行為 (入猟者への配慮事項)	入猟者への配慮していることなどがありましたら、ご記入ください。 例:冬期間の除雪区間の延長、農林業作業期間と開猟日が重ならないように調整、作業期間を入猟者へ事前連絡等
問9 土地管理行為 (森林施業との調整)	猟区運営において、森林施業や関連工事等に留意して行っていることがありましたら、ご記入ください。 例:施業期間を避けて開猟期間を設定する、施業場所を銃猟禁止区域とするなど
問10	貴猟区が地域に果たす役割・機能等に対する評価、収支改善や入猟者確保等の猟区運営および経営に対する課題、およびその対策等について、ご記入ください。
問11	猟区に関するご意見等がありましたら、自由にご記入ください。

- ・※の項目は、猟区管理規程を提供いただくことで、その掲載内容を回答に置き換えて整理した。
- ・呉市倉橋町猟区への問10の設問については、猟区廃止に至った経緯等の質問に振り替えた。
- ・調査票は、資料編参照。

表2-2-4 ヒアリング調査実施状況

猟区	調査実施日	ヒアリング対応者
清川村猟区	平成23年12月16日	清川村建設経済部産業観光課担当者
三陸地区五葉山猟区	平成23年12月20日	大船渡市農林水産部農林課担当者 三陸地区五葉山管理協会猟区主任
大迫猟区	平成23年12月21日	花巻市大迫総合支所地域振興課担当者 地元猟友会巡視員
西興部村猟区	平成24年1月6日	NPO法人西興部村猟区管理協会事務局

表2-2-5 ヒアリング調査内容

1. 猟区設定の経緯	1-1 猟区設定年度 1-2 猟区設定者 1-3 猟区設定の目的 1-4 当時の地権者の内訳等 1-5 猟区設定時(前)における農林業被害の状況 1-6 猟区設定時(前)におけるハンターの入込、設定に関してのハンターからの意見等 1-7 猟区設定時(前)におけるシカ等の生息状況
2. 猟区の管理運営の 状況(基本項目)	2-1 猟区設定者 2-2 猟区所在地 2-3 存続期間 2-4 猟区面積 2-5 猟区の地目面積内訳(森林・耕地・宅地・原野・その他(市街地・河川敷等)) 2-6 猟区内の森林面積内訳(国有林・県有林・市町村有林・私有林) 2-7 猟区の地権者の内訳(公有地・私有地の割合) 2-8 地権者、管理者等の情報交換等の機会の有無(協議会の開催等) 2-9 地権者間等の課題(土地所有者や地域住民、入猟者との間における問題や課題)
3. 猟区の管理運営の 状況(運営組織・体制)	3-1 「猟区管理規定」 ① 記載内容で工夫している点や特徴等 ② 猟区管理規定以外に条例等で定めている規定等(例:料金設定関係などの条例) 3-2 運営組織 ① 運営主体(事務委託の有無・委託者名) ② 巡視員や案内人・ガイド等の従事者数 ③ 事務局所在地 ④ 運営に関わる関係団体組織名
4. 猟区の管理運営の 状況(利用管理)	4-1 入猟者の募集方法、広報 4-2 申込み方法、手続き等 4-3 入猟者1日あたりの上限等の設定の有無、設定人数

	4-4 年間入猟者数の目標の有無、目標人数の設定数 4-5 狩猟期間と設定理由 4-6 猟法(実施できる猟法、禁止している猟法等) 4-7 捕獲数制限(1人あたり1日あたりの捕獲数の設定等) 4-7 料金体系 ① 入猟承認料と設定理由 ② 猟区における案内人・ガイド等の有無と料金 4-8 捕獲動物の残滓処理方法 ① 施設の有無と使用料金 ② 残滓処理施設がない場合の処理方法 4-9 捕獲動物の解体加工 ① 解体加工施設の有無と手数料設定 ② 解体加工後の肉等の買取実施の有無 ③ 解体加工施設がない場合の入猟者の解体加工方法
5. 猟区の管理運営の状況(地域経済への影響)	5-1 入猟者数の推移 5-2 入猟者内訳 ① 地元近郊・県内・県外のおおよその割合 ② リピータに占める割合 ③ 入猟形態(個人・団体)の割合 5-3 入猟者による地元宿泊施設、飲食施設、解体加工施設等の利用状況 5-4 収支内訳 5-5 猟区経営において利益が出た場合の地域への還元内容
6. 猟区の管理運営の状況(狩猟対象の管理)	6-1 放鳥獣猟区の該当有無と放鳥獣の種類と数 6-2 狩猟鳥獣の繁殖保護施設の有無と設置内容 6-3 狩猟対象の生息状況(生息数・生息密度、分布の季節変化等)調査の有無と調査内容 6-4 主要な狩猟対象の生息状況(6-3の調査結果) 6-5 狩猟対象の年間捕獲目標数の設定有無と設定数、および設定根拠
7. 猟区の管理運営の状況(農林業との調整)	7-1 猟区およびその周辺における鳥獣による農林業被害の推移 7-2 猟区およびその周辺における鳥獣による農林業被害への対策 7-3 猟区設定による農林業被害への影響の把握の有無 7-4 農林業被害対策と猟区運営との調整
8. 地域と猟区の連携等	8-1 地権者の農林業等の作業において猟区運営のために留意している事項 8-2 猟区経営のために、森林施業(植栽、下刈、除間伐、立木調査、林道工事等)の実施箇所・方法・時期について留意していること 8-3 安全確保のため行っている農林業側の取組み(ハード・ソフト) 8-3 狩猟が行いやすいように農林業作業等で留意していること
9. 猟区運営の課題	9-1 運営主体が抱える課題 9-2 地域としての課題

2-2-3 調査結果

調査猟区の設定年や面積、入猟期間、主な狩猟対象、猟法、入猟承認料等の概要は、表2-2-8に示した。

(1) 統計資料等による分析結果

環境省が公表している鳥獣関係統計に、全国の猟区の入猟者数や捕獲数等に関する統計データがある。このデータおよび猟区所在県や調査猟区から提供されたデータをもとに、平成10年度から22年度までの調査猟区の傾向を分析した。

【開猟日数の推移】

西興部村猟区の開猟日数が突出しており、年間200日を越えている。本州の調査猟区では、大迫猟区は開猟日数が大幅に減少したが、その他は開猟日数の大きな変動はなく、近年の開猟日数は20～66日となっている。

表2-2-6 調査猟区の入猟日数

猟区	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
西興部村猟区	猟区なし	猟区なし	猟区なし	猟区なし	猟区なし	猟区なし	127	126	126	168	168	213	213
大迫猟区	124	100	174	39	137	161	150	195	46	45	45	46	45
三陸地区五葉山猟区	50	34	47	41	44	63	48	50	38	38	41	46	43
清川村猟区	19	19	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20
相模原市鳥屋猟区	33	32	32	33	32	33	32	32	32	28	28	28	28
山北町三保猟区	29	29	28	29	30	31	28	27	29	30	44	45	32
揖斐川町小島	34	34	10	8	7	8	11	15	14	14	11	31	37
日野町	30	30	29	30	30	31	29	34	34	35	34	39	39
呉市倉橋町猟区	33	34	34	34	34	46	34	46	46	73	66	65	66

【入猟者数の推移】

入猟者数の推移をみると、西興部村猟区、揖斐川町小島猟区、および今年度廃止された呉市倉橋町猟区(以後倉橋町猟区と記す)以外は、入猟者数が半数近くまで減少している。

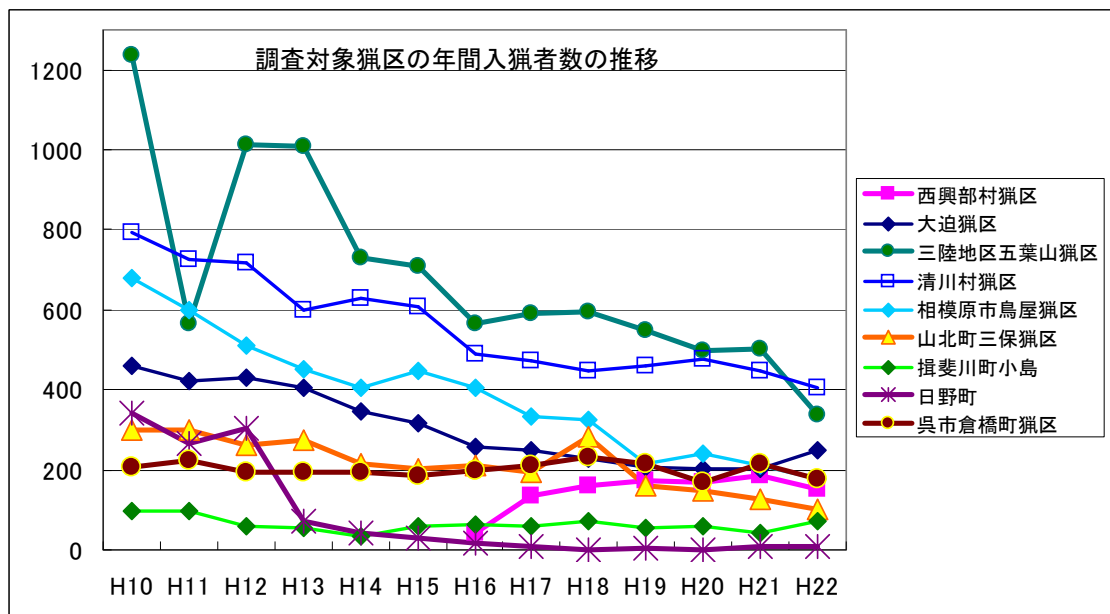


図2-2-2 調査猟区の入猟者数の推移

表2-2-7 調査猟区の入猟者数

猟区	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
西興部村猟区	猟区なし	猟区なし	猟区なし	猟区なし	猟区なし	猟区なし	44	133	160	175	169	184	152
大迫猟区	458	423	432	407	348	318	257	250	229	207	203	203	248
三陸地区五葉山猟区	1,235	564	1,015	1,007	730	707	565	589	597	548	497	501	336
清川村猟区	794	727	718	598	629	608	488	473	449	462	476	448	404
相模原市鳥屋猟区	679	601	510	450	404	449	405	335	326	217	239	211	178
山北町三保猟区	298	298	263	274	216	201	210	195	282	159	147	126	102
揖斐川町小島	98	98	60	56	35	57	63	61	71	54	57	44	70
日野町	341	268	303	71	44	28	17	7	0	5	0	9	9
呉市倉橋町猟区	207	225	193	193	193	184	197	210	233	215	167	216	177

【獣類捕獲数の推移】

獣類の捕獲数の推移をみると、増加傾向がみられるのは西興部村猟区、廃止された呉市倉橋町猟区であった。大迫猟区、揖斐川町小島猟区、日野町猟区では平成22年度に獣類捕獲数が増加した。これらは、シカ捕獲数が増えたことによる。

図2-2-3 調査猟区の獣類捕獲数

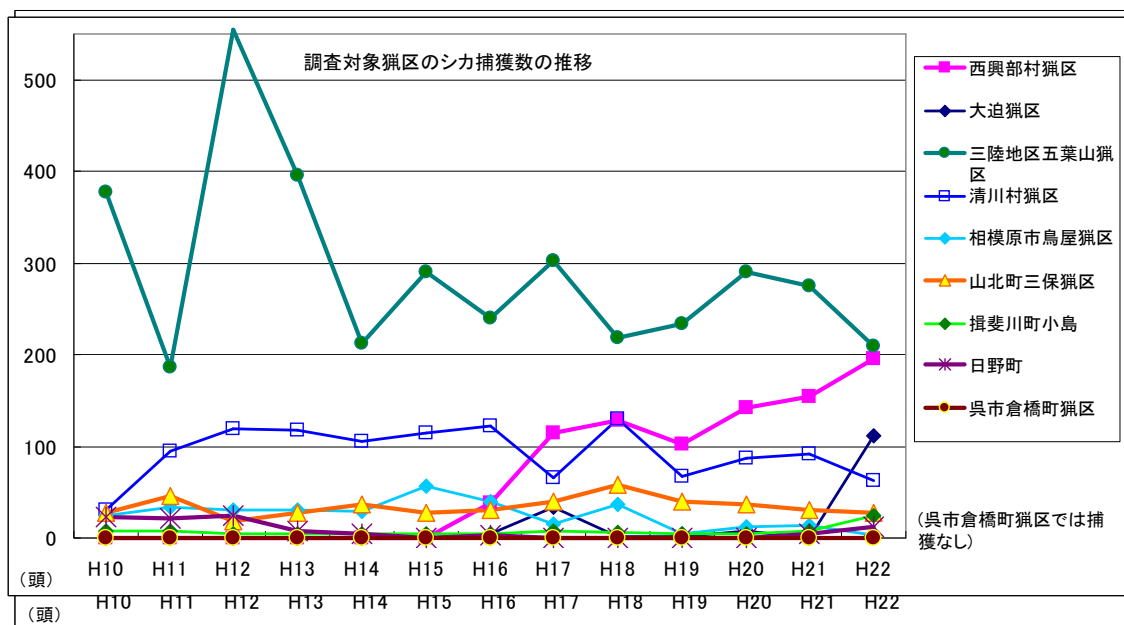


図2-2-4 調査猟区のシカ捕獲数の推移

なお、獣類捕獲数のうち、関東以西はイノシシ、関東以北ではシカが多くを占める。東北以北の西興部村猟区、大迫猟区、三陸地区五葉山猟区(以下五葉山猟区と記す)の3つの猟区ではイノシシは捕獲されていない。また、最西部に位置する倉橋町猟区ではシカは捕獲されていない(図2-2-4～図2-2-5)。

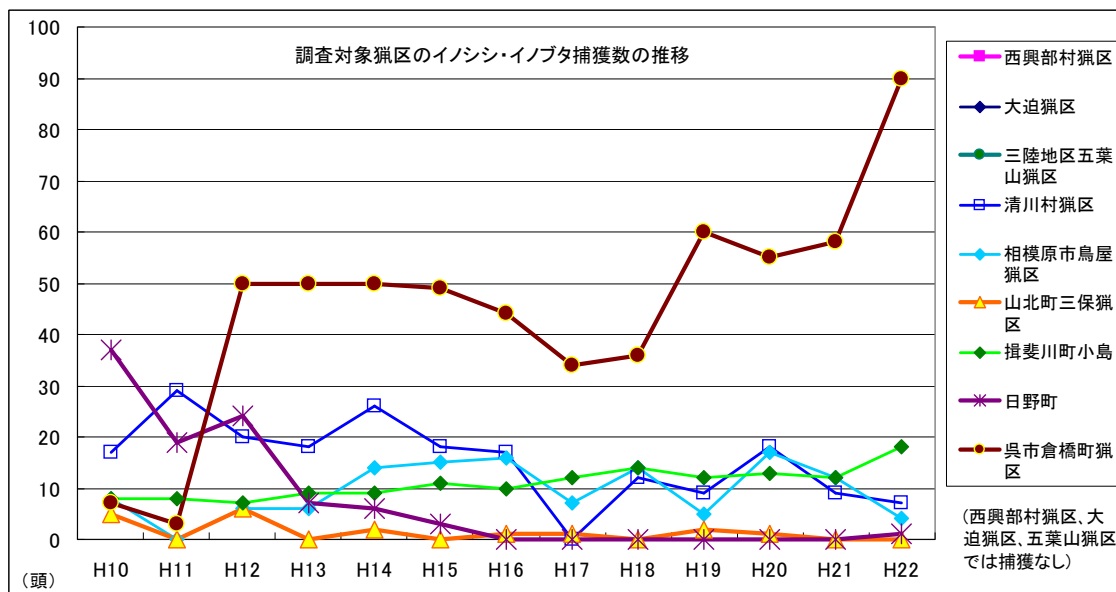


図2-2-5 調査猟区のイノシシ捕獲数の推移

(2) アンケート調査の結果

表2-2-3に示したアンケート調査内容のうち、「基本項目」および「管理運営項目(運営組織・体制)(利用管理)」の一部、全般的特長等を表2-2-8に記した。ここでは「管理運営項目(猟区管理)」および「管理運営項目(利用管理)」の一部、問1～問11の回答を記載した。

表2-2-8 調査猟区の概要

	所在地	猟区名称 現在の猟区存続期間	設定年および	面積	面積内訳 (猟区面積に対する割合)	入猟期間	獣類の主な 狩 猟 対 象	獣 類 の 主な 猟法	入猟承認料・案内人ガイド料等 (ガイド1人の対応入猟者数)	制限行為	設定者 (管理委託先)	その他特徴
	北海道	西興部村猟区 平成19年10月1日～26年9月14日	平成16(2004)年6月	30,812ha 村面積の100%	森林27,501ha(89%) うち公有林23,805ha(77%) 私有林3,696ha(12%) 耕地1,436ha(5%)	9月15日～4月15日 (平成23年度)	シカ		1人2日間30,000円 延長1日ごとに1人1日10,000円 シカ以外1人1日5,000円 ガイド1人1日20,000円ガイド1人つき入猟者3人までつくことができる	ガイドの案内により狩猟すること。	NPO法人西興部村猟区管理協会 (直営)	専属スタッフを有する法人組織による運営
	岩手県 花巻市	大迫猟区 平成15年11月1日～25年10月31日	昭和48(1973)年 (旧大迫町時代に開設、平成18年花巻市と合併)	19,075ha 市面積90,832haの21%旧大迫町面積24,684haの77%	森林16,563ha(87%) うち公有林2,682ha(14%) 私有林13,881ha(73%) 耕地909ha(4.5%) 国有林は猟区に含まれず、鳥獣保護区となっている。	狩猟期間中(11月15日～2月15日、シカは2月28日までの) 水・土・日	シカ		5,000円 現在案内人なし。 かつては案内人1人10,000円		花巻市 (直営ではあるが、巡視は猟友会に依頼)	猟区内に地元の林家の土地が多い。
	岩手県 大船渡市	三陸地区五葉山猟区 平成14年11月15日～24年10月31日	昭和57(1982)年 (旧三陸町時代に開設、平成13年大船渡市と合併)	5,205ha 市面積32,325haの16%旧三陸町面積13,717haの38%	森林4,168ha(80%) うち公有林2,012ha(39%) 私有林2,156ha(41%) 耕地174ha(3%)	狩猟期間(11月15日～2月15日、シカは3月15日まで) 初日と翌日、期間中の土・日、祝祭日、1月2-3日、最終日とその前日	シカ	組猟	シカ10,000円(2日目以降5,000円)キジ・ヤマトリ5,000円 その他2,000円 案内人1人8,000円シカ猟の場合は無料	シカは組猟に限定。	三陸地区五葉山管理協会 (直営) 協会構成員：市、農協、森林組合、猟友会、猟区内集落代表者、県振興局	専属スタッフによる組織運営。 収益があればシカ対策費に使用。
	神奈川県	清川村猟区 平成15年11月1日～25年10月31日	昭和45(1970)年	2,936ha 村面積7,129haの41%	森林2,800ha(95%) うち公有林669ha(23%) 私有林2,137ha(72%) 耕地101ha(4%)	狩猟期間(11月15日～2月15日)の初日終日と日曜日及び祝日	シカ イノシシ	組猟	5,000円(ガイド料含まず)	シカ・イノシシは組猟に限定。組猟に案内人を付す。	清川村 (清川村鳥獣保護協会：猟友会メンバーと多くが重複)	入猟者は県内県外のリピーター。 収益は林業振興費や獣害対策費に還元。
	神奈川県	相模原市鳥屋猟区 平成15年11月1日～25年10月31日	大正10(1921)年 (旧津久井町時代に開設、平成18年相模原市と合併)	2,995ha 市面積32,883haの9%旧津久井町面積12,204haの25%	森林2,925ha(98%) うち公有林2,872ha(97%) 旧町有林(財産区)	11月15日～2月末日の初日終日と土・日 メスシカは猟区管理者が定める日	シカ イノシシ	組猟	6,300円 案内人1人15,000円	シカ・イノシシは組猟に限定。組猟は案内人必須。	相模原市 (鳥屋鳥獣保護協会：23人)	調査猟区の中で最も古く、旧町有林が97%を占める。
	神奈川県	山北町三保猟区 平成15年11月1日～25年10月31日	昭和45(1970)年	2,250ha 村面積22,470haの10%	不明	狩猟期間(10月15日～3月15日まで)の土・日と祝日 メスシカは猟区管理者が定める日	シカ イノシシ	組猟	シカ8,400円 その他の組猟 6,300円 羽物猟 5,250円 案内人1人15,000円(2人1組)	シカ・イノシシは組猟に限定。	山北町 (山北町三保鳥獣保護協会)	山北町にはこのほか世附猟区もあるが、こちらは現在土砂災害のため閉鎖されている。
	岐阜県	揖斐川町小島猟区 平成21年11月1日～31年10月31日	昭和44(1969)年	749ha 町面積80,368haの1%	森林724ha(97%) うち国有林121ha(16%) 私有林603ha(81%) 耕地7ha(1%)	狩猟期間(11月15日～2月15日)のうちの土・日と祝日	イノシシ シカ		2,100円 案内人1人2,000円入猟者が2人以上である場合は1人増すごとに1,000円増額。		揖斐川町 (直営だが、外部委託人数2人)	地元猟友会の団体利用が多い。 捕獲数はイノシシ>シカだったがH22は逆転。
	滋賀県	日野町猟区 平成23年11月1日～28年10月31日	昭和30(1955)年	1,048ha 町面積11,763haの9%	森林950ha(91%) うち私有林950ha(91%)	狩猟期間(11月15日～2月15日シカは3月15日まで)の土・日と祝日 (12月29日～1月3日を除く)	イノシシ シカ		10,000円(案内人料金含まず)	案内人をつける必要あり。	日野町 (日野町猟友会)	近年は地元の狩猟者のみの入猟。
	広島県	呉市倉橋町猟区 平成13年11月15日～23年10月30日 この後猟区は廃止された。	昭和に開設されたが、年代は不明。 (旧倉橋町時代に開設、平成17年に呉市と合併)	3,837ha 呉市倉橋町一円市面積の35,384haの11% 旧倉橋町面積5,446haの70%	森林2,492ha(65%) うち私有林2,492ha(65%) 耕地795ha(21%)	狩猟期間(11月15日～2月15日、イノシシ・シカは2月末日までのうち、11月15日、1月2-3日、2月末日、火・水・木と祝日。 11月15日、1月2-3日、2月末日を除く火・水・木はイノシシ捕獲を目的とする。以上22年度	イノシシ		5,000円 2月1日～2月末日まではイノシシ捕獲目的は無料 案内人の設定はなし。		呉市 (直営だが、巡視は市職員3人と広島県猟友会メンバー6人が行う。巡視員会議も開催。巡視日数は13日間) 以上22年度	地元(町内)のハンターによる利用が半数以上だった。

アンケート回答

管理運営項目（猟区管理） 放鳥実績 種類と数
アンケート対象猟区3箇所では、放鳥なし。
・日本キジ(オス25羽メス25羽) 平成22年10月25日放鳥

管理運営項目（猟区管理） 狩猟鳥獣の繁殖保護施設等の有無および生息状況調査の実施有無
アンケート対象猟区すべてにおいて、なし。

管理運営項目（利用管理） 使用猟具・猟法の制限
・ 笛、網又はわなを使用しての捕獲は禁止
・ 笛・テープレコーダーを使用する猟法の禁止、網・罠を用いての捕獲禁止。
・ 禁止猟法：笛又はテープレコーダーを使用する方法、禁止猟具：網、罠
・ 銃猟に限る。
・ 禁止猟法：笛又はテープレコーダーを使用する方法 禁止猟具：二連銃以外の連発銃、網、罠

管理運営項目（利用管理） 1日当たりの捕獲数制限(獣類のみ)
・ ニホンジカ2頭ただしオスは1頭とする。イノシシ1頭
・ ニホンジカ 2頭(オス2頭は不可)
・ 記載なし。
・ 1日あたりニホンジカ5頭（オスジカ1頭まで）
・ イノシシは6頭

管理運営項目（利用管理） 利用最少人数
・ シカ猟6名、一般猟5名1グループ
・ 1組8名
・ 記載なし。
・ 2人
・ 該当なし。

管理運営項目（利用管理） 1日あたりの入猟者数制限
・ 50人以内
・ 組猟の場合：1日につき1組20人以内として3組まで
・ 組猟以外の場合：1日50人以内 ただし、組猟入猟日は30人以内
・ 10人以内
・ 最大40人
・ 1日につき30人以内（ただし、11/15及び2/未は60人以内）

管理運営項目（利用管理） 解体・買取サービスの有無 および残滓処理施設および解体加工場の有無
アンケート対象猟区すべてにおいて、なし。

アンケート回答 問1～11

問1 猟区設定の目的
・鳥獣の保護と狩猟の調整が図られ、鳥獣による農林業・生活被害の低減が図られる。 ・猟区の持つ安全狩猟マナーや捕獲技術等の習得など狩猟者研修や里山生態系の保全となる。
・シカやイノシシによる農林業被害が多く、個体数を調整する。
・農林業被害が多く加害獣をコントロールするため
・地元狩猟者の要望 ・狩猟鳥獣の適正な管理 ・森林組合の作業員の安全の確保
・農業への安全確保のため ・有害鳥獣による農業被害が多くその個体数調整のため

問2 入猟者の傾向
・市内居住が46%、残りは県内と近県(東京都、埼玉県等)が半数ずつを占める。 ・期間中1回が48%、2～4回が31%、残りを5～8回が占める。 ・入猟申込書は、グループ単位でグループの代表(個人)が申込みしている。(6～10名程度での入猟)が、猟友会等での団体利用かは不明
・町内近郊及び県内のハンターが大半
・地元猟友会の団体利用が多い。 ・町外、県外からも少々
・近年地元の狩猟者のみ入猟
・地元町内のハンターが半数以上、一部市内及び県外ハンターがいる。 ・リピータ率は高い。

問3 広報等の取組み (①ハンターへの広報と②住民への啓発)
① 地元及び近隣の猟友会へ、猟区開猟のお知らせを開猟前に送付
② 安全への配慮もあり、地域の情報紙(回覧)に猟区開猟のお知らせ掲載
① 過去の入猟者へ案内を送付
② 狩猟の解禁についてのみ町の広報で住民に周知徹底
① 入猟者へのマナー遵守の啓發文配布
① 狩猟者(昨年度入猟者)に対しては、呉市倉橋町猟区管理規程、入猟の案内等を配付した。
② 防災行政無線にて町内一斉放送により、地域住民に対しての周知を徹底
② 巡視員(地元猟友会)による猟区の巡回を行っていた。

問4 猟区に地域経済への影響
・現在の入猟者の状況では、地域経済への影響は小さい。
・あまり(地域の飲食店等は)利用されない。
・影響は少ない。
・影響はない。
・市内及び県外の入猟者が町内の宿泊施設及び飲食店を利用している。猟区が廃止となって影響は小さい。

問5 猟区およびその周辺の農林業被害の状況
・未利用地や不耕作地の増加もあり、シカやイノシシによる農林業・生活被害は漸増傾向にある。サル、ヤマビルも含めた農林業被害対策が課題となっている。
・シカによる食害が多い。
・イノシシ、シカ、サルによる水稻、野菜の被害は甚大で、ここ数年増加している。
・イノシシ、シカの被害が出ている。近年増加中
・イノシシによる農作物等への被害が甚大であり、近年も緩やかにではあるが増加傾向にある。 ・鳥獣保護員、巡視員から鳥類の成育が悪いとの報告があり、これはイノシシの影響によるものと思われる。

問6 農林業被害対策・有害鳥獣駆除と猟区運営との調整
・農地への防護柵の設置に補助金を出している。 ・鳥獣等被害対策協議会を設置し、有害鳥獣（イノシシ・シカ）の捕獲、サルの追払い業務を実施している。 ・鳥獣による農林業・生活被害は潜増傾向にあるため、鳥獣の保護と狩猟の調整を図る猟区の存続・活性化は必要との認識をもっている。 ・入猟者の増加と安定的な経営を目的に、猟区入猟承認料及び入猟期間の改正を平成23年度に実施
・神奈川県でシカの管理捕獲を実施したり、JAなどで有害鳥獣駆除を実施している。 ・シカ柵設置に補助金を出している。
・鳥獣被害防止計画を策定し、防護柵を広域的に設置（平成23年～） ・個々の圃場に対し柵購入の補助金を出している。
・被害対策はフェンスの設置と銃器等による駆除 ・平成24年度からイノシシの狩猟期が変更される予定
・鳥獣被害防止計画を策定して対処、防護柵設置への補助金を出している。 ・イノシシを有害鳥獣に指定し、捕獲した場合は報償金を出している。 ・猟区管理規定により2月の猪猟入猟者の入猟承認料は無料

問7 土地所有との調整 (1) 土地所有者と猟区管理者の間での情報交換等の機会
・猟区区域の約96%（参考値）が鳥屋財産区（当時の村）の所有となっていること、委託先の鳥獣保護協会が区域の住人で構成されていること、また区域内所有者も半数程度いることから、猟区運営についての理解と情報共有がされていると考える。
・なし。
・各自治会の集会等（を利用している）
・猟区運営審議会を開催し土地所有者の同意を得るようにしている。
・該当なし。

問7 土地所有との調整 (2) 地域住民等と入猟者の間の問題、課題等
・特にない。
・特になし。
・特になし。
・残滓がきちんと処理されていない等の苦情は時々出ている。
・地元農業従事者からの安全対策の懸念、残弾の未処理による農作物の被害への不安等 今後もマナー啓発等に努める。

・防災行政無線にて町内一斉放送により、地域住民に対しての周知を徹底している。
--

問 8 土地管理行為（入猟者への配慮事項）
・開猟前に猟区開猟のお知らせを森林組合、農業協同組合等に送付し、開猟日の周知を図っている。また、開猟日における配慮事項については、委託先入猟事務取扱所で入猟者への周知・調整を図っている。
・案内人の照会等
・特になし。
・該当なし。

問 9 土地管理行為（森林施業との調整）
・開猟前に猟区開猟のお知らせを森林組合、農業協同組合等に送付し、開猟日の周知を図っている。また、開猟日における配慮事項については、委託先入猟事務取扱所で入猟者への周知・調整を図っている。
・回答なし。
・特になし。
・猟区の区域内やその周辺で期間中に工事等がされる場合は、町内の狩猟者に連絡をしている。
・該当なし。

問 10 猟区が地域に果たす役割や機能に対する評価、および収支改善や入猟者確保等の猟区運営や経営に対する課題
猟区の抱える課題として、 ①入猟者の減少が止まらず入猟承認料収入が減少、入猟承認料収入を管理運営費に充当しているため、自立した持続的で安定的な運営が困難となっている。 ②ニホンジカ、イノシシ等による、生活環境・農林業・生態系に関わる鳥獣被害が増加している中で、猟区が持つ鳥獣被害対策としての役割が求められている。 これらの課題の対策として、平成23年度に、（１）入猟承認料改正、イノシシ猟の料金に統一（イノシシ猟以外は値下げ）し、猟種に関わらず均一料金とした。（２）入猟期間11月15日から翌年2月15日までとなっていた入猟期間を翌年2月末まで延長した。 現在、効果を検証中であるが、入猟者・猟区運営者共に高齢化・狩猟制度上の問題等、猟区を取り巻く環境は厳しい状況にあり、今回の対策（改正）で本猟区の抜本的な改善策になるとは考えにくい。しかしながら、猟区の目的（問１）以外に、①地域が持つ伝統的な狩猟技術の継承と地域コミュニティとしての役割等も持つことから、猟区の持つ公益性は今後も不変で、運営継続は必要と考える。---
・ハンターの高齢化等により、年々入猟者が減ってきているが、これといった打開策がないのが現状 ・さらに追い討ちをかけるように、近年のゲリラ豪雨により、災害に見舞われ、一部の猟区が開猟できないでいる。
・有害鳥獣対策において一定の効果がある。
・町が猟区を運営した場合は赤字 ・入猟承認料の金額を引き下げ、町外の入猟者を多く集める必要がある。
＜猟区廃止に至った理由＞ ・猟区の再度設定には、土地登記等全ての権利について有する者の同意が必要なため、実質困難である。 →猟区を設定するには町規模の面積が必要であり、そのために数千、数万の筆数について猟区設定の同意が必要となる。9割以上が私有地であり、事務量も膨大となることから同意取得は困難 ・また、当該地域は地元の有害鳥獣捕獲者による捕獲が大半を占めており、区域や日数制限が少ない狩猟者登録による一般狩猟とすることで、捕獲頭数の増加が見込めるため →地元猟友会からは、乱場になった後は捕獲数が大幅に増えるだろうと言われている。今年度猟区廃止

後の、初のシーズンであり、乱場となった後の捕獲数に注目している。

< 猟区廃止したことにより想定される影響 >

- ・ 猟区から乱場になったことで、農業関係者からの苦情が想定される。猟銃の弾が畑にまぎれこむ、猟犬が畑を荒らすなど、乱場になったことによってこのような被害が増加する可能性がある。今のところ、とても苦情が多いという状況ではないが、警察（派出所）と連絡を取り、ハンターによるトラブル等が発生した場合はすぐに警察へ連絡してもらうようにしている。

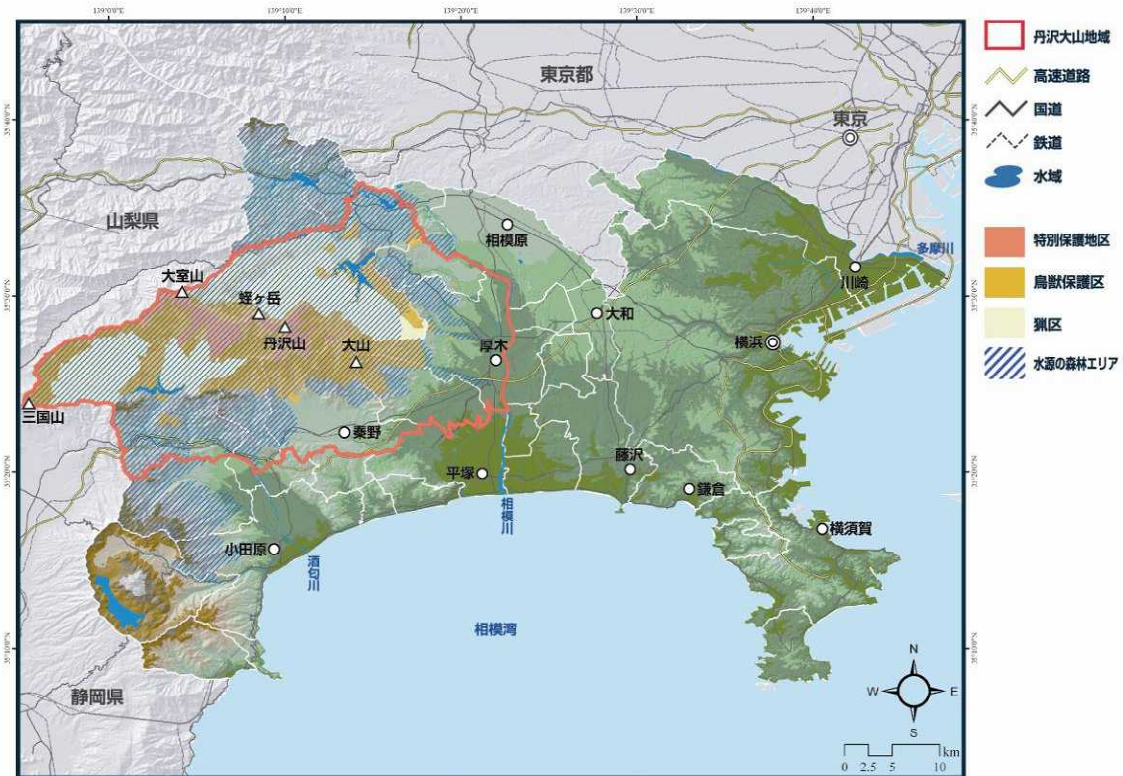
問 1 1 猟区に関する意見等

- ・ 次世代を担うハンターを育成するシステムの構築と、狩猟者に配慮した銃所持に係る法等整備を国・県にお願いしたい。
- ・ 全国の猟区でも入猟者の減少が続いており、運営は厳しい状況にあると予想される。国・県等の指導により、時代にあった地域の特徴を生かした、入猟しやすい魅力的な猟区運営モデルの構築を行い、それを現在運営している他の猟区に示し、広め支援し猟区・地域の活性化につなげてもらいたい。
- ・ 全国の猟区は減少が続きピーク時（昭和40年代）の3割程度と聞いている。日本の狩猟制度が危機的な状況にあり、早急な対策が求められている。

(3) ヒアリング調査の結果

4箇所(調査)の調査区について、入手できた情報をもとに整理した。

① 清川村獵區



「アトラス丹沢 第一集」丹沢大山総合調査 調査団(2005) p8の図に加筆

図2-2-6 清川村獺区位置図

1) 猟区設定の経緯

＜獵區設定経緯＞

昭和39年頃より野生鳥獣による森林被害が発生し、その2～3年後には農業被害も発生するようになり、基幹作物である緑茶にまで被害が及ぶようになった。

昭和42年より44年までの2年間、魚網による生け捕りも試みられたが、シカ角による事故等が多発したため、打ち切られた。その後、猟区の制度によって、野生鳥獣の適正な個体数を管理する方法が最善となり、昭和45年10月25日に清川村猟区が認可された。初回は昭和48年で猟区を更新しているが、その後は10年間ごとに猟区の更新を行っており、現在は第5期にあたる。

＜獺区設定の目的＞

野生鳥獣による農林業被害のため、山林の管理運営の衰退及び農業生産意欲の低下がみられ、山林並びに農地の荒廃が進もうとしている。猟区の運営を図ることにより、健全な生態系を維持し、野生鳥獣の個体数調整を行うことができる。このことは、野生鳥獣による農林業被害の防止や軽減に貢献し、山林農地の荒廃を抑制する。さらに入猟承認料の収入は林業振興に活用することができる。このように、猟区運営は、村の農林業の振興、活性化に不可欠である。

2) 猟区の管理運営の状況(基本項目)

＜地形的特長＞

清川村は大きく南部の「煤ヶ谷」地区と北部の「宮ヶ瀬」の二つの地区に分かれる。村の西側と東側は鳥獣保護区

となっており、鳥獣保護区の中に猟区が設定されている。県道沿いに民家があり、発砲禁止区域としている。丹沢山系の自然公園に隣接しているため、猟区に隣接して鳥獣保護区が設定されている。地形は、等高線が密な急峻な地形となっており、猟区内に平坦で開けたところはほとんどない。

＜地権者間等の課題（土地所有者や地域住民、入猟者との間における問題や課題）＞

猟区の設定には、地権者全員の同意が必要となるが、猟区更新時期には、村内の地権者に対しては、猟友会（＝鳥獣保護協会）の協力を得て、同意をもらっている。

猟区対象外の鳥獣保護区であっても、各集落単位で猟区に対する同意を得ている。同意を得ることが必要な地権者は多く、その事務量も大変なものとなる。

地権者、管理者等の情報交換等の機会の有無（協議会の開催等）は特にない。

3) 猟区の管理運営の状況（運営組織・体制）

清川村は、猟区維持管理に必要な監視や作業道整備等を、「清川村鳥獣保護協会」に委託している。この組織のメンバーには地元猟友会メンバーも多く含まれている。また、入猟承認料の徴収等の事務は、地元民家（個人）に委託している。

4) 猟区の管理運営の状況（利用管理）

＜入猟者の募集等＞

村のホームページや村の広報に開猟についての周知を図るが、入猟者の募集は特におこなっていない。入猟者の多くはリピータが占める。

＜猟法の制限等＞

ニホンジカおよびイノシシを捕獲する場合は組猟に限る。

笛やテープレコーダーの猟具、網、罠を使用する猟法を用いての捕獲は禁止する。

＜1日当たりの入猟者制限＞

組猟の場合は、1日につき1組7人以上13人以内として、4組まで。

以前は1組10人からとしていたが、最近は人数が集まらないため7人からとした。

＜1日一人当たりの獣類の制限頭数＞

ニホンジカ2頭、ただしオス2頭は不可。

＜料金設定＞

以前はシカとイノシシでの入猟承認料の金額が異なり、また現在の金額より高かったが、一律の料金とした。

＜残滓処理や解体に関する施設等＞

残滓処理施設や解体施設はない。獲物の解体は、下山して民家の庭等で解体を行うようにお願いしている。解体後の肉等の買取りサービス等はない。獲物の肉は、ほとんどが入猟者の自家消費である。

5) 猟区の管理運営の状況（地域経済への影響）

＜入猟者数の推移＞

平成元年ころは約1,000人の入猟者数があったが、ここ数年は500人に満たない年が続いている。入猟者は漸減傾向にある。以前は土曜日でも開猟日としていたが、申込みが少なくなったので、日曜日祝日にした経緯がある。

＜入猟者内訳＞

県内海岸部のほか、東京や埼玉県方面からも入猟者が来ている。入猟者の多くがリピータである。

シカ・イノシシ以外の狩猟、鳥類を目的とした狩猟を目的とした入猟者は年間数人程度。

地元のハンターが承認料を払って猟区内で猟をすることはない。清川村内には、いわゆる乱場はないので、村外へ出て狩猟している可能性がある。

＜入猟者による地元宿泊施設、飲食施設、解体加工施設等の利用状況＞

入猟者がほとんど日帰りで宿泊しないため、影響は少ない。

＜猟区経営において利益が出た場合の地域への還元内容＞

事務委託料のほか、数十万円を、林業振興費や鳥獣被害対策費に支出している。

6) 猟区の管理運営の状況（狩猟対象の管理）
＜放鳥＞ 以前は放鳥していたが、そのために農業被害が発生したこともあり、現在はおこなっていない。 ＜狩猟対象（シカ）の生息状況＞ 猟区内のシカは、被害や捕獲の状況から、横ばいか減少傾向にあると思われる。 ＜狩猟対象の年間捕獲目標数の設定有無と設定数、および設定根拠＞ 神奈川県がニホンジカ保護管理事業としてモニタリング調査等を行っている。 「神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画」において、個体数調整として各猟区の捕獲数が提示される。丹沢地区には4,500頭ほどのシカが生息すると言われており、保護管理計画のもと、メスの捕獲頭数を指定する。
7) 猟区の管理運営の状況（農林業との調整）
＜猟区およびその周辺における鳥獣による農林業被害の推移＞ 農業被害のほか、観光地である宮ヶ瀬地区では、公園の芝の食害、芝生上にフンがあるなどの、シカによる観光被害も発生している。猟区内のスギ、ヒノキは伐期を迎えているが、クマによる被害はあるがシカの被害はほとんどない。村内では、鳥獣保護区と猟区との両方で同時にシカが捕獲される。 ＜猟区およびその周辺における鳥獣による農林業被害への対策＞ シカ対策としては、植栽時にネットで囲むなどして対策を施している。村内の鳥獣保護区内で有害鳥獣駆除を行っている。野生動物被害対策として、防護ネットや電気柵機材購入に対する補助金を交付している。 ＜農林業と猟区運営との調整＞ 猟区内のほぼ全域で森林施業を行っているが、開猟日の日曜日はほとんど施業を行わない。村外の人による環境調査等については、開猟日（日曜日）に行わないように申し入れている。 林道はほとんどゲートがあり鍵が閉まっている。組猟でゲート内に入るような箇所は、案内人がゲートの鍵を持っており、入猟者が勝手に入ることはできないようになっている。 組猟には必ず地元の案内人がつくため、勝手に入猟するということはない。そのため、地元農林業者とのトラブルは少ないと思われる。 開猟日に施業等がある場合は、事前に案内人に知らせて、場所等を調整するようにしている。 ＜看板設置＞ 猟区の境界箇所には、猟区の看板を設置している。
8) 地域と猟区の連携等
地元住民は開猟日のことを認識しているが、村外からの入山者、特に調査関係者等への注意喚起をおこなっている。
9) 猟区運営の課題
＜運営主体が抱える課題＞ ハンターが高齢化して少なくなってきたこと。ハンターからは、保護区を猟区にしてほしいとの要望があがっている。また、入猟してもシカが捕れないということも聞かれる（捕獲率100％ではない）。 ＜地域としての課題＞ 猟区に隣接する鳥獣保護区内で県による管理捕獲が行われている。その影響が猟区内のシカの密度に影響を及ぼしている可能性があり、そのため、猟区内で以前よりシカを捕獲できなくなったというハンターもいる（管理捕獲による猟区への影響）。 地元の農家からは、猟区でなくとも年中駆除すればよいのではないかと意見がある一方で、鳥獣保護区を猟区にできないかと、両方の意見が出ている（猟区と駆除との関係調整）。



入猟承認料徴収等の事務を行う箇所の看板
一般民家入口付近に設置されている



基幹作物である茶の畑



宮ヶ瀬湖



宮ヶ瀬湖に面する猟区 急峻な地形が占める



猟区の表示看板



猟区内の森林施業地に設置された柵

図2-2-7 清川村猟区の状況

② 大迫猟区

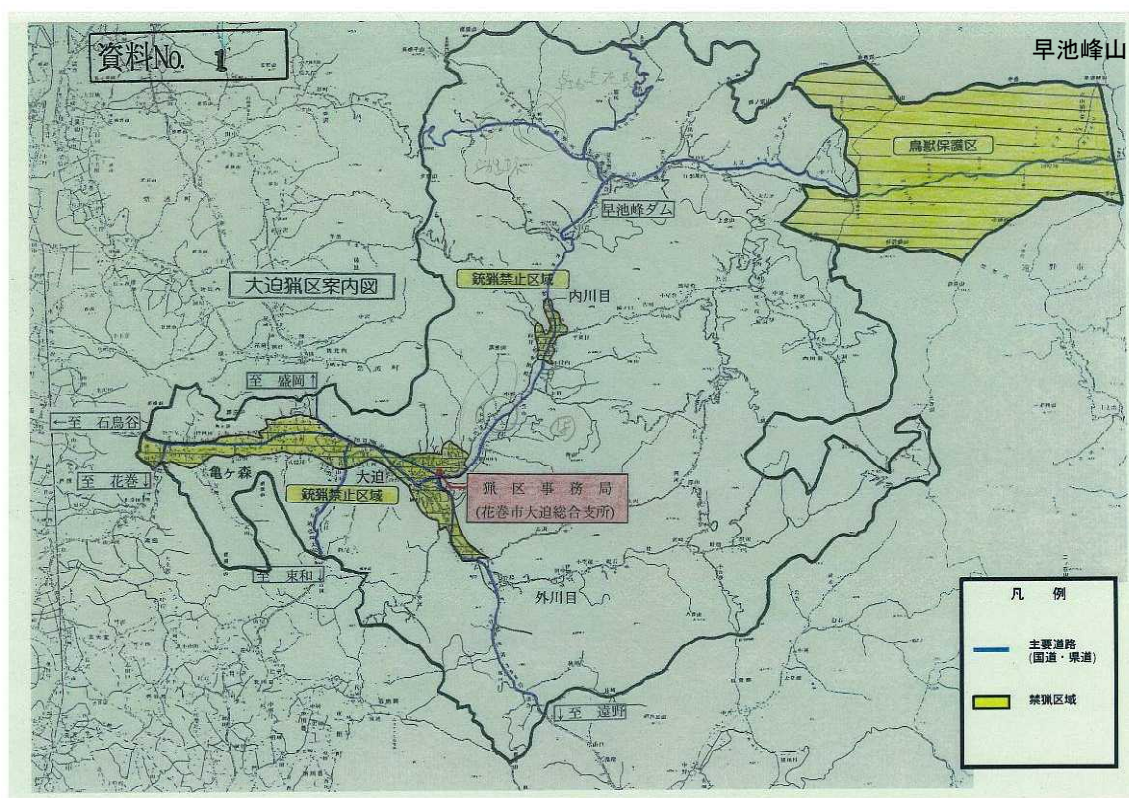


図2-2-8 大迫猟区位置図

1) 猟区設定の経緯

< 猟区設定経過 >

昭和48年に開設され、10年ごとに更新されてきた。

平成18(2006)年1月に、1市3町が合併し花巻市となった。合併する前は大迫町で認可を受けていた。

< 猟区設定の目的 >

林業が盛んな地域であることから、林業従事者の安全確保と、鳥獣の保護と狩猟の適正化を目的としている。

< 当時の地権者の内訳等 >

開設当初とは変わってきており、銃猟禁止区域も変更となっている。

< 猟区設定時(前)におけるシカ等の生息状況 >

当時の狩猟のメインは、キジ・ヤマドリなどの鳥類だった。クマも捕っていた。シカを捕るようになったのはここ最近のことである。

2) 猟区の管理運営の状況(基本項目)

< 地形的特長 >

大迫猟区のうち、市街地や農耕地周辺は発砲禁止区域となっている。また、早池峰山側は鳥獣保護区となっている。猟区内は、小規模ではあるが、林家が多く、スギが植林されている。

町内に国有林はあるが、早池峰山側の鳥獣保護区のため猟区には含まれていない。

猟区内の鳥獣の生息状況は、ニホンジカやサギ類、ツキノワグマ等の生息数が増加してきている。非狩猟鳥獣であるカモシカも生息している。

< 地権者、管理者等の情報交換等の機会の有無(協議会の開催等) >

定例の会議はないが、行政が主催する会議で、猟区についての情報交換を行っている。

猟区設定の際は、猟友会や有識者、森林組合、商工会、国有林、地域代表等10名程度の検討会を開催している。

＜地権者間等の課題（土地所有者や地域住民、入猟者との間における問題や課題）＞ 地権者は700以上となっており、更新事務が煩雑となっている。 山林所有者の多くは地元住民なので、猟区については地元根づき理解が得られている。
3) 猟区の管理運営の状況(運営組織・体制)
＜運営主体＞ 入猟承認行為は役場が直営で行っており、日曜日は、マニュアルを作成し役場警備員に事務を依頼している。 ＜巡視員や案内人・ガイド等＞ 以前は猟友会に相談するよう案内していたが、現在は猟友会メンバーも少なくなったため案内人はいない状態。案内人がいたときは、1万円の料金で行っていた。巡視は、年間約50日程度、地元猟友会に委託している。 ＜運営に関わる関係団体等＞ 実質的に運営しているのは、役場と猟友会
4) 猟区の管理運営の状況(利用管理)
＜入猟者の募集方法、広報＞ 町外の入猟者へは案内を出している。農業機関誌に、住民周知のため、猟区開催期間を掲載している。 ＜入猟者1日あたりの上限等の設定＞ 1日100人以内。過去の実績による人数で設定した。 ＜狩猟期間と設定理由＞ 狩猟期間中の水曜日、土曜日日曜日。以前は猟友会の人数も多かったので水曜日も開猟したのではないかと。シカは2月28日まで。 ＜猟法＞ 笛または録音再生装置を使用する猟法や網または罟の猟具を使用して捕獲を禁止している。 ＜捕獲数制限(1人あたり1日あたりの捕獲数の設定 獣類のみ＞ ニホンジカ2頭(オス2頭は不可) ＜残滓処理や解体に関する施設等＞ 残滓処理施設および解体施設はない。
5) 猟区の管理運営の状況(地域経済への影響)
＜入猟者数の推移と内訳等＞ 減少傾向にある。半分は地元猟友会メンバーである。あとの半分は、県内、県外で占められる。 県外では、神奈川県や福島県からも来ている。県内入猟者は、県南地域の人が多い。年に数人は新規の入猟者がいる。11～12月は申込みが少ないが、積雪期の12～1月に申込みが増える。 シカの巻猟は、年に2回くらい行われている。 ＜入猟者による地元宿泊施設、飲食施設、解体加工施設等の利用状況＞ 県外のハンターは宿泊することになるが、地域内で宿泊しているかは不明。 ＜猟区経営において利益が出た場合の地域への還元内容＞ 猟友会への委託料以外は、放鳥事業に支出している。収支状況をみて、猟期は終了するが、毎年3月に放鳥を行っている。
6) 猟区の管理運営の状況(狩猟対象の管理)
＜放鳥＞ 毎年、キジ、ヤマドリを購入して放鳥している。
7) 猟区の管理運営の状況(農林業との調整)
＜猟区およびその周辺における鳥獣による農林業被害の推移＞ ここ数年、牧草地での被害、田の踏み荒らし、食害等シカの被害が増加している。 平成23年から有害鳥獣駆除の許可を出すようになった。 ＜農林業被害対策と猟区運営との調整＞ 猟区運営と有害鳥獣駆除では特に今のところ問題なく、実施されている。

8) 地域と猟区の連携等

<地権者の農林業等の作業において猟区運営のために留意している事項>

猟区運営は地域で認知されており、曜日で調整をしている。

9) 猟区運営の課題

<運営主体が抱える課題>

ハンターが高齢化して少なくなっていること。

猟区を維持するために猟友会に委託しているが、猟友会の人数が減ってきており、維持管理のためのスタッフの確保が難しくなっている。2年後に猟区の更新時期となるが、10年後を想定すると、県外からのハンターが来るのは望めない状況である。町外のハンターからは、なぜここだけが猟区なのか(なぜ乱場でないのか)との問合せがある。

<地域としての課題>

料金をもらって猟区を維持することは、地域にとって不可欠の公共サービスなのかとの論議もある。林業で生計をたてている人も少なくなってきたおり、安全確保のためという大義名分もたちにくくなっている。

シカ対策は広域で行うべきであり、有害鳥獣駆除とのかねあいもある。猟区の存続について、地域で議論が必要な時期にきている。



猟区内の猟銃禁止区域



巡視員の服装



猟区内



猟区内

図 2-2-9 大迫猟区の状況

③ 三陸地区五葉山猟区

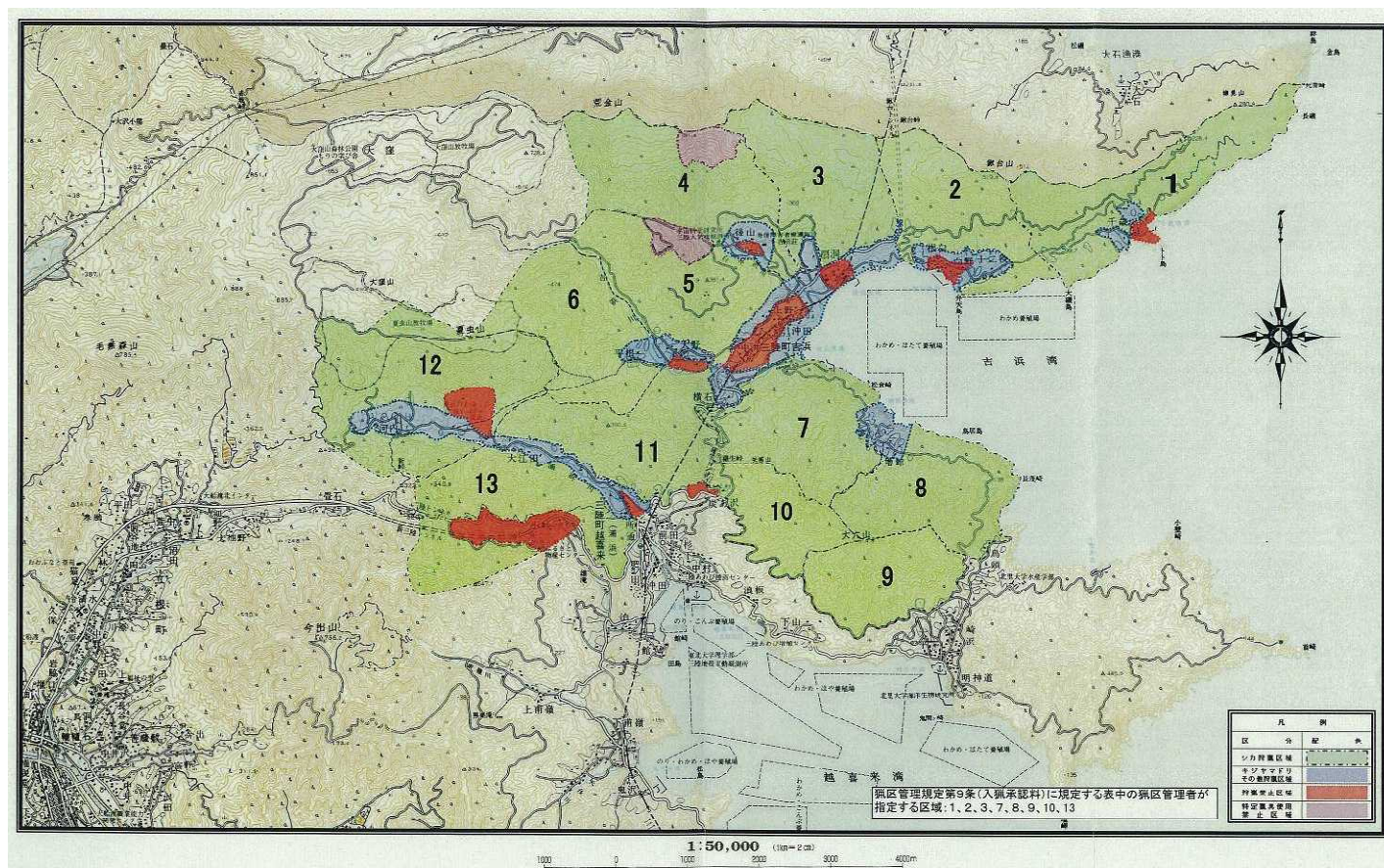


図2-2-10 三陸地区五葉山猟区位置図

1) 猟区設定の経緯

<猟区設定経過>

猟区の設定については、当初(昭和50年代)、岩手県がシカ対策の一環として、五葉山地域における猟区設定の計画案(三陸地区、大船渡地区、釜石地区)を提示した。これを受けて、旧三陸町において、役場、農業協同組合、森林組合、猟友会で構成される協会を設立し、猟区を設定した。

猟区設定の背景には、昭和51(1976)年1月に発生した旧三陸町における山林大火災、また昭和55(1980)年に五葉山麓周辺で相次いだシカ猟による人身事故があり、秩序ある管理狩猟が望まれていたことも大きな要因となっている。なお、旧三陸町は、平成13(2001)年11月に大船渡市と合併した。

<猟区設定の目的>

旧三陸町は、「人間と動物との共存」するためには猟区の設定が得策であるとの認識にたち、シカを森林生産物(資源)として位置づけ、地域住民のために有効な活用を図ることを目的に、猟区を設定した。

2) 猟区の管理運営の状況(基本項目)

<地形的特長>

猟区内は全部で13のブロックに分かれている。猟区の一部は海岸に面し、標高400m前後の山地を中心に構成されている。猟区内には林道が複数通っており、これら林道沿いを中心に猟を実施している。

<地権者、管理者等の情報交換等の機会の有無(協議会の開催等)>

運営主体である猟区管理協会が、役場や農協、森林組合、猟友会、集落代表者等の関係者団体が構成されており、管理者の協議は、そのまま関係者団体との協議と連動している。

3) 猟区の管理運営の状況(運営組織・体制)

＜運営主体＞ 三陸地区五葉山猟区管理協会では、専属の職員として、猟区主任と臨時職員をおき、事務のほか巡視活動も行っている。案内人は、地元猟友会メンバー等が行っている。
4) 猟区の管理運営の状況(利用管理)
＜入猟者の募集方法、広報＞ 岩手県と宮城県の県猟友会の会報に広告を掲載している。また常連の利用者に個別に案内を送付している。 ＜入猟者1日あたりの上限等の設定（獣類のみ）＞ シカ:1日あたり1グループ 人数×4頭(うち雄は人数×1頭+2頭) ＜1日あたり入猟者数＞ 100人以内 ＜狩猟期間と設定理由＞ 入猟者の増加を期待して開猟期間を延ばしているが、利用の中心は従来と同じ積雪後の1-2月に多い。 ＜猟法＞ シカ猟はグループ5人以上15人以内の組織とする。 笛、花火、テープレコーダー、シカ猟については猟犬を使用する方法は禁止。網、罟、シカ猟については一粒弾以外の散弾の使用を禁止 ＜残滓処理や解体に関する施設等＞ 解体施設があり、入猟者無料で使用できる。これにより、残滓処理の適正を図ることができる。
5) 猟区の管理運営の状況(地域経済への影響)
＜入猟者数の推移と内訳等＞ 年々入猟者数が減少しており、平成22年度の入猟者数は平成14年度の42%の292人となっている。 平成21年度の入猟者数452人のうち、地元は121人と26%を占め、平成22年度では入猟者数292人のうち地元は60人と20%となった。 ＜入猟者による地元宿泊施設、飲食施設、解体加工施設等の利用状況＞ 県内からの利用者は日帰りが多いが、その他は地元の宿泊施設を利用している。 ＜猟区経営において利益が出た場合の地域への還元内容＞ 事業費として、猟区整備費(作業道補修、除雪等)、案内人費、放鳥費(キジ購入)、シカ対策費(シカ防護網購入、補修等)、助成金、報償費(シカ防護網補修等)、委託料(猟区巡視、シカ残滓運搬)が計上されているが、22年度では案内人費および放鳥費のみの支出となっている。 運営状況が厳しさを増してきており、平成21年度以降は、地域へのシカ対策費(防護網補修等)が交付できない状況にある。
6) 猟区の管理運営の状況(狩猟対象の管理)
＜放鳥＞ 平成22年までは、キジを購入し放鳥していた。今年度は実施予定なし。 ＜個体数調査等＞ 岩手県によって2年に1回追い出し法による生息数調査が実施されている。
7) 猟区の管理運営の状況(農林業との調整)
＜猟区およびその周辺における鳥獣による農林業被害の推移＞ 平成7-8年をピークに減少し、現在は横ばいである。 ＜農林業被害対策と猟区運営との調整＞ 猟区の収益をシカ対策費(防護網補修)に還元してきたが、平成21年以降は交付できていない。 シカの有害鳥獣捕獲も実施しており、H18 -22年の捕獲数は50～75頭の間で推移している。
8) 地域と猟区の連携等
＜地権者の農林業等の作業において猟区運営のために留意している事項＞ 土日祝日が開猟日であるため、平日は安全であるという認識がある。

図2-2-11 三陸地区五葉山猟区の状況

9) 猟区運営の課題

全国的なハンター数の減少や高齢化を背景として、入猟者数が減少しているが、入猟者および狩猟頭数の増加対策として、狩猟期間の拡大や狩猟頭数の緩和、入猟承認料の値下げ等の措置をとってきているが、減少傾向に歯止めがかからない状況にある。猟区の存続についての見直しが迫られている。

<対策項目(平成14年から現在への変更事項) 入猟者および狩猟頭数の増加対策>

狩猟期間の拡大:11月中旬開猟、2月中旬終猟 → 11月1日開猟、3月15日終猟 1月半の拡大

狩猟頭数の緩和(シカ):1グループ8頭 → 1グループの人数×4頭(うちオスは人数×1頭+2頭)

グループ人数の緩和:1グループ8人以上15人以内 → 1グループ5人以上15人以内

入猟承認料の値下げ:シカ猟1人10,000円 → 複数日で2日目以降指定区域での狩猟を5,000円(半額)



猟区事務所（元公民館）



猟区で使用している車両



猟区風景 1



猟区風景 2 比較的見通しはよい



猟区の表示看板



解体施設

④ 西興部村猟区



図2-2-12 西興部村猟区位置図

(西興部村HPより引用<http://www.vill.nishiokoppe.hokkaido.jp/>)

1) 猟区設定の経緯
<猟区設定経過> 北海道西興部村では、平成2年から地元有志により村養鹿研究会が発足し、観光鹿牧場の運営や野生鹿肉の販売など、エゾシカによる地域おこしが行われてきた。こうした中、平成14年度に北海道が実施した猟区に関する調査の結果を踏まえ、村の中で猟区に対する機運が高まり、平成15年11月に西興部村猟区管理協会(村猟友会、村養鹿研究会、ホテル森夢等)が設立され、平成16年に猟区の認可を受けた。 <猟区設定の目的＝猟区の活動目的> ・エゾシカ個体数管理による農林業等被害の抑制 ・ガイド付の狩猟によって安全な狩猟の実現 ・村外ハンターの誘致による地域経済への寄与 ・野生動物管理の担い手としての狩猟者の教育 ・次世代型の野生動物地域管理システムの構築
2) 猟区の管理運営の状況(基本項目)
<地形的特長> 西興部村は平坦地が極めて少なく、川沿いに狭長な農地があるのみで、大部分は平均400m程度の標高を持って一部急峻な山容を形成しているが、ほぼ丘陵性山地の地形である。農地のほとんどは、牧草地が占める。 <地権者、管理者等の情報交換等の機会の有無(協議会の開催等)> 猟区管理者の指導・監督する上部組織として、「西興部村猟区管理運営委員会」が設置されている。その構成員は、西興部村、地元農協、地元森林組合、村商工会、猟友会興部支部、学識経験者など。他の指導助言者として地元警察、オホーツク振興局自然環境係、オホーツク振興局西部森林室が関与している。
3) 猟区の管理運営の状況(運営組織・体制)
<運営主体> 特定非営利活動法人(NPO法人)西興部村猟区管理協会は、地元猟友会、西興部村養鹿研究会、ホテル森夢、地元有志などによって構成される。 専任スタッフ1名、非常勤スタッフ1名で運営される。
4) 猟区の管理運営の状況(利用管理)

＜入猟者1日あたりの上限等の設定＞ 1日の入猟者数を2組6名に制限 ＜入猟期間＞ 9月15日～4月15日（西興部村の可猟期間） ＜猟法＞ 流し猟が中心。入猟者は必ずガイドをつけなければならない。 ＜捕獲数制限（入猟1回（2日間）あたりの捕獲数の上限＞ エゾシカ2頭（メス2頭ただし1日あたりの捕獲数の上限はメス2頭又はオスメス各1頭） ＜料金体系：案内人・ガイド＞ 流し猟が中心（完全ガイド付き）、料金 入猟承認料：3万円/1人2日、ガイド料：2万円/1組（3人まで）1日 初心者には捕獲・解体まで指導する。 ＜残滓処理や解体に関する施設等＞ 村内に解体施設がある。有料で使用できる。これにより、残滓処理の適正を図ることができる。 解体サービス1頭あたり15,000円（大バラン：送料別） ＜関連事業等＞ 全国の狩猟初心者を対象とした技術講習会の開催や酪農学園大学による狩猟免許取得の資格支援講座等の大学生実習の受け入れも行っている。平成 19 年には、酪農学園大学と西興部村が地域総合交流協定を結んでいる。
5) 猟区の管理運営の状況（地域経済への影響）
＜入猟者数の推移と内訳等＞ 主に本州のハンターが対象 ＜入猟者による地元宿泊施設、飲食施設、解体加工施設等の利用状況＞ ガイドの新たな雇用機会の創出と、入猟者が地元のホテル宿泊することによる経済効果が生じている。
6) 猟区の管理運営の状況（狩猟対象の管理）
＜調査研究＞ 猟区内のエゾシカ個体群動態を把握するため、春季および秋季に全村的なライトセンサスを実施している。また、全捕獲個体について年齢査定や体サイズの記録、栄養状態のチェックを行っている。2005年度からエゾシカ狩猟獣としての付加価値を高めるためトロフィースコアの計測を行っている。
7) 猟区の管理運営の状況（農林業との調整）
＜農林業と猟区運営との調整＞ 前述の「西興部村猟区管理運営委員会」による指導、監督を受けながら、村内のエゾシカ管理に関する合意形成を進めている。
8) 地域と猟区の連携等
＜地権者の農林業等の作業において猟区運営のために留意している事項＞ 7)とほぼ同様。
9) 猟区運営の課題
西興部村猟区では、ガイド付きの流し猟により、安全で秩序ある猟場を実現でき、高い捕獲確率も達成できている。今後の課題として、個体数調整の難しさと経営の安定化があげられる。 西興部村ではエゾシカ生息数が高いレベルで推移しており、個体数調整のため有害鳥獣捕獲を強化していく必要がある。少数のスタッフのみで猟区を運営しており、経営の安定化に向けて、スタッフの増員が求められている。そのためには、売上げを伸ばさなければならず、セミナー開催など非狩猟期の事業展開が必要である。

図2-2-13 西興部村猟区の状況



入猟者はガイドと共に車で移動



狩猟現場（左がガイド）



捕獲したエゾシカの回収



入猟者の宿泊施設となるホテル



村内の解体施設



捕獲個体の解体

2-2-4 調査結果のまとめ

本州の猟区における特徴、および本州と北海道の猟区にみられる傾向や特徴を、以下に記した。

【猟区の経過年数とシカ猟の方法】

・本州の猟区は、昭和50年代以前に設定されたものが多く、30年以上の歴史を持つ猟区が多い。従来おこなわれてきた「組猟」のみによる猟区が多くを占めている。北海道では流し猟が主流であり、少人数によるシカ猟が本州ハンターの魅力になると考えられる。実際に、西興部村の入猟者の多くは道外ハンターである。

【猟区内の森林種別：私有地比率と猟区更新事務】

・本州の猟区内の森林に占める公有林の割合が比較的低く、私有林や耕地面積の占める割合が大きい。これは、猟区認可あるいは猟区更新の際に必要な土地所有者の承諾をとりつける作業量に影響する。本州は土地利用が細分化され、土地の筆数も一般に多いため、猟区更新時における同意取得作業が膨大となっている。

【猟区における捕獲対象(獣類)】

- ・獣類の捕獲は、関東以南ではシカとイノシシ、東北以北ではシカが100%に近い。
- ・これまでシカの捕獲が少なかった猟区でも平成22年度にシカ捕獲数が増加している。本州

においても近年シカが増加し、生息域および生息密度が増加しているものと考えられる。

【猟区における入猟者数と捕獲数】

- ・ハンターの高齢化と減少は全国的な傾向であり、入猟者数は多くの猟区で減少傾向にある。
- ・本州の猟区における獣類捕獲数は減少傾向にあるが、大迫猟区は22年度急増し、今年度廃止された呉市倉橋町猟区ではイノシシのみの捕獲であるが増加傾向にあった。ハンターは減少しているが、捕獲対象は増加傾向にある。

【狩猟対象による被害とその対策】

- ・シカ、イノシシの被害は猟区が所在する地域でも発生しており、猟区の収益を被害対策にあてている猟区がいくつかみられた。

【猟区運営】

- ・入猟者数および捕獲数の減少により、どの猟区も運営が厳しい状況にある。開猟日数の増大、入猟承認料の値下げなどにより、入猟者数の増加に務めている猟区もある。運営の厳しさから、猟区存続についての見直しや検討の動きが出はじめている。
- ・案内人や巡視員等、猟区の管理運営は、地元猟友会との協力体制が欠かせないが、猟友会

メンバーの高齢化や減少が、管理要員確保を困難にしている。

【有害鳥獣駆除と狩猟との調整】

・呉市倉橋町猟区では、入猟者数もイノシシ捕獲数も安定していたが、猟区廃止後、乱場になったことによるイノシシの捕獲数増加が期待されていた。また、清川村猟区のある神奈川県丹沢山系では、県が策定したシカ保護管理計画にもとづき、鳥獣保護区内で管理捕獲が行われている。鳥獣保護区が猟区と隣接しているため、猟区内の生息密度への影響を懸念する声もあり、快適な狩猟と管理捕獲あるいは有害鳥獣駆除とのバランス、調整が課題となっている。西興部村猟区においても、高い捕獲確率を維持しながらも有害鳥獣駆除を実施しており、これらの調整が課題となっている。

2-3 占冠村に関する調査

2-3-1 調査目的

本調査の目的は、占冠村におけるエゾシカの生息状況や社会経済状況および森林施業等の状況について整理するとともに、猟区に対する地域社会の意見や要望を把握することで占冠村への猟区設定の可能性を検討することにある。

2-3-2 調査対象

調査対象の北海道勇払郡占冠村は、北海道のほぼ中央に位置し（図2-3-1）、面積57,131ha、人口1,393人（H22/10/1現在：第19回国勢調査速報値）の村である。

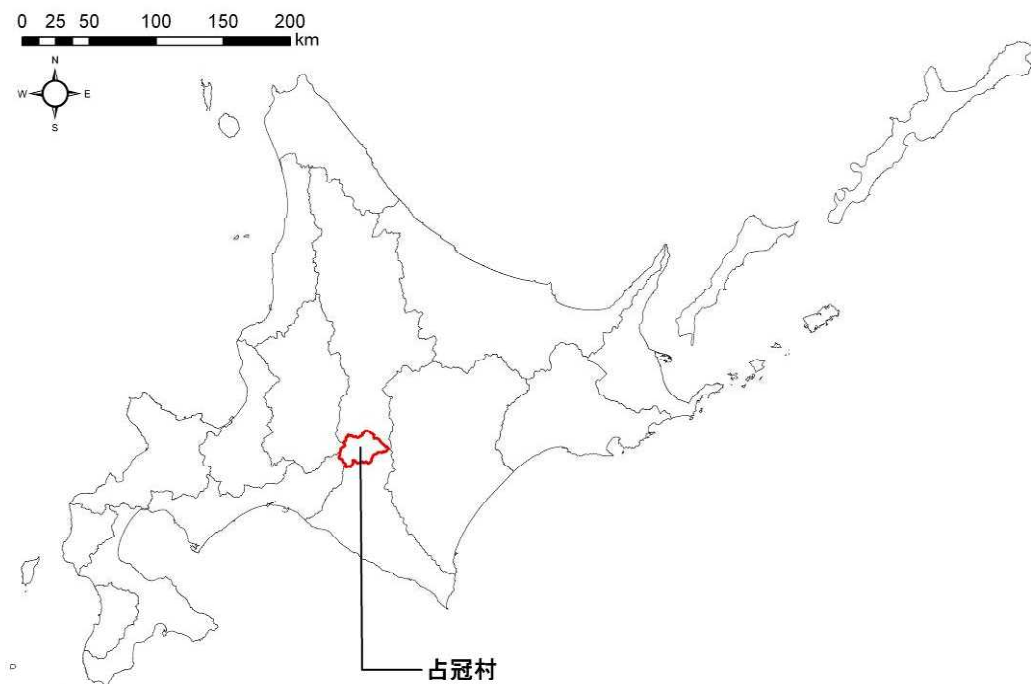


図2-3-1 占冠村位置図

2-3-3 調査方法

(1) 既存資料等の情報収集と整理

占冠村への猟区設定の可能性を検討するため、以下の項目について、インターネット、文献・書籍等から情報を収集し、整理した。

- 調査項目
- ・土地利用状況および地理的条件
 - ・飲食店・宿泊施設・アクセス
 - ・森林および森林施業
 - ・エゾシカの生息状況および捕獲の動向
 - ・エゾシカによる被害とその対策

一部資料については後述する聞き取り調査において、相手先から提供いただいたものも使用した。また、エゾシカの生息状況や捕獲の動向の項目では、狩猟統計のデータ（北海道立総合研究機構環境科学研究センター提供）も使用した。

(2) 聞き取り調査

前項で示した調査項目についての情報の収集および地域社会の猟区に対する意見や要望を把握するために面談方式による聞き取り調査を実施した。聞き取り調査の実施日と調査対象者の一覧を表2-3-1に示す。

表2-3-1 占冠村に関する調査の聞き取り調査実施日と対象者一覧

実施日	相手先	対応者(敬称略)	
		職名	氏名
平成23年12月12日	占冠村教育委員会	教育長	藤本 武
平成23年12月13日	NPO法人占冠・村づくり観光協会	会長	観音 信則
平成23年12月13日	富良野地区森林組合	業務課長	小田島 勉
平成23年12月13日	農業委員会	会長	水野 利行
平成23年12月13日	北海道猟友会富良野支部占冠部会	会長	高橋 勝美
		会員	尾形 和男
		会員	鈴木 雅士
平成23年12月14日	占冠村商工会	会長	夏井 忠之
平成23年12月14日	上双珠別行政区	区長	堀井 忠次
平成24年1月24日	占冠村役場	産業建設課 林務担当 係長	鈴木 智宏
平成24年1月25日	NPO法人占冠・村づくり観光協会	事務局長	竹林 利広
平成24年1月25日	上川南部森林管理署	次長	山崎 誠二
		業務課長	河合 宏明
平成24年1月25日	アルファリゾート・トマム	総支配人室	渡邊 太
平成24年1月25日	しむかつぷふるさとふつつくふくらむ協議会	会長	山本 敬介

2-3-4 調査結果

(1) 土地利用状況および地理的条件

占冠村の土地利用状況を図2-3-2に示す。占冠村はその面積の約94%を森林が占めており、山に囲まれた地域である。農地は村の面積の1.3%のみで、川に沿って、牧草やデントコーンを中心とした農地が点在している。

猟区を設定するためには、地権者からの同意書を得る必要があるが、地権者数ではないが、参考数値として、固定資産税を村に納税している人は全部で710名とのことであった（占冠村役場提供）。

占冠村は鵠川の源流部にあたり、鵠川は村を東から西に横断する形で流れている。そのため、標高は全般的に村の東部から西部に向かうに連れて低くなっている（図2-3-3）。

道路については、国道が村の中央やや西寄りを南北に貫き、一部は南西部をかすめる形で通っている。道道は村の東西を横切る形で通っており、国道と道道の交差する地域一帯は占冠村の主要な市街地になっている。

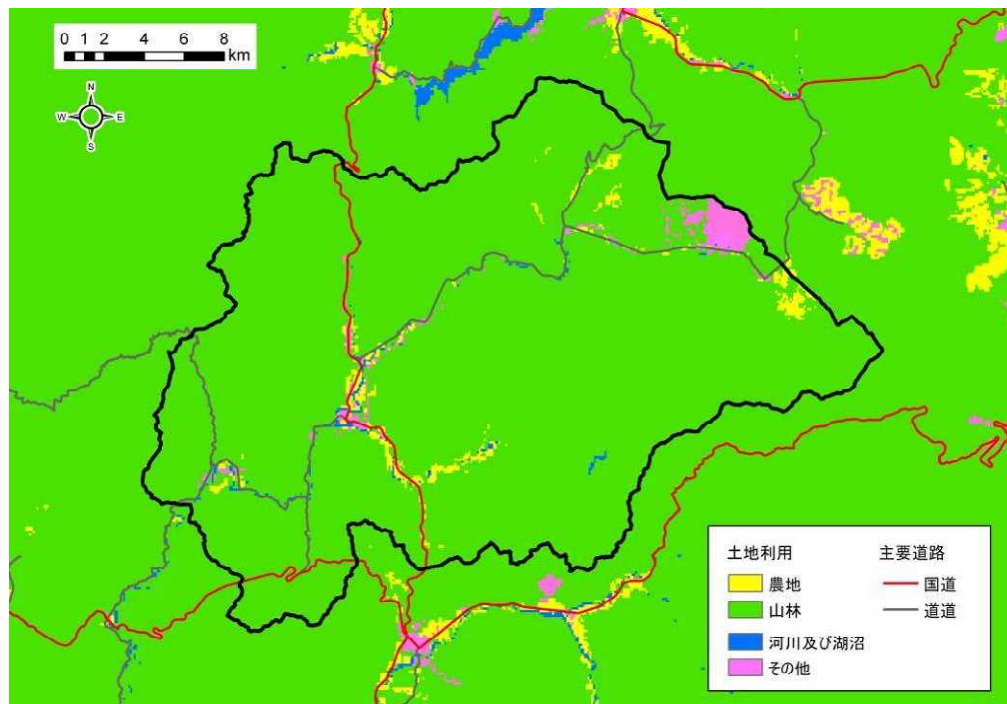


図2-3-2 占冠村の土地利用状況

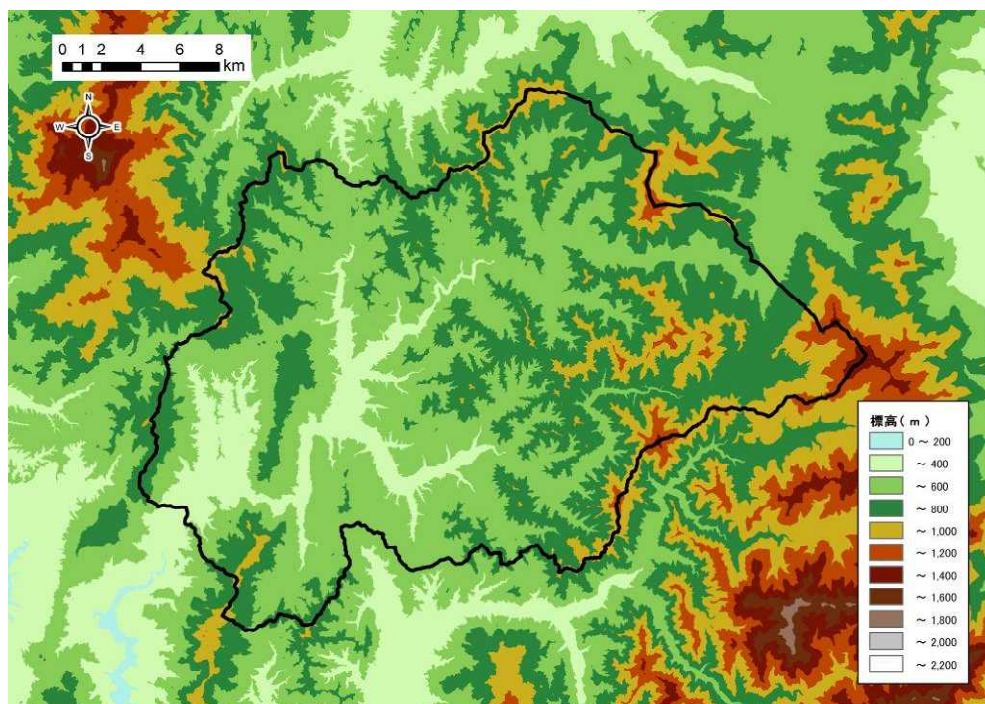


図2-3-3 占冠村の標高

占冠村の気象のデータを表2-3-2に示す。夏の最高気温が30℃近くになる一方で、冬は－30℃ぐらいまで下がる。積雪量は年によって変異はあるものの、平均90cm程度で推移している（図2-3-4）。

表2-3-2 占冠村の気象の推移（H14－21）

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
気 温	最高(℃)	29.7	29	31.4	30	32.3	33.8	29.5	30.4
	最低(℃)	-31.3	-31.9	-29.3	-30.6	-30.6	-25.4	-33	-26.5
	平 均 (℃)	4.7	4.4	5.2	4.5	5.1	5.1	5.3	5.0
降 水 量 (mm)		94	112	114	112	106.8	81	79.3	107.5
最深積雪 (cm)		96	81	121	90	79	83	83	69.0
日照時間 (h)		98.8	116.1	100.6	104.9	102.8	112.3	114.1	95.7

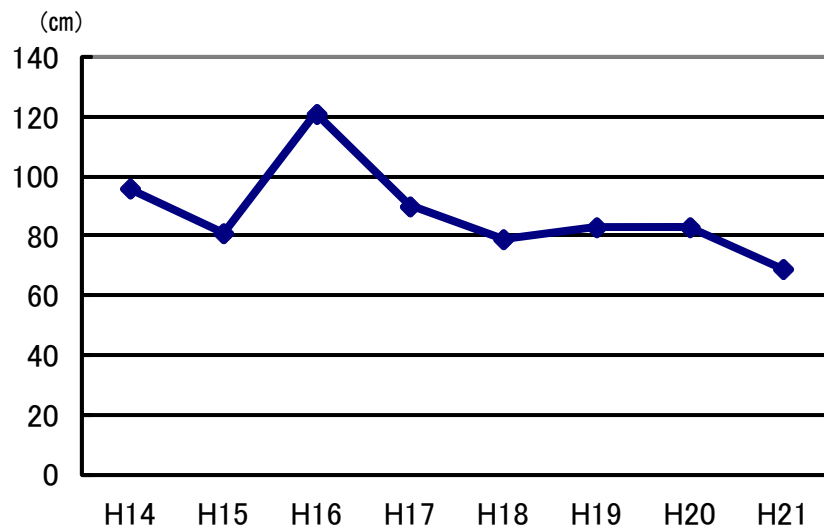


図2-3-4 占冠村の積雪深の推移 (H14-21)

(2) 飲食店・宿泊施設・アクセス

占冠村では飲食店は7ヶ所、宿泊施設は9ヶ所ある。宿泊施設は小規模なものから大規模なものまで大小さまざまな施設がある。このうち、最も規模が大きいアルファリゾート・トマムは、村のほぼ東端に位置し、スキー場やゴルフ場も有する全国有数のリゾート施設である。

アルファリゾート・トマムに対しては聞き取り調査も実施した。まず、猟区を設定した場合の宿泊客の受入については、対応可能とのことであった。また、猟区が単なるハンティングだけでなく、学術的・生態学的な背景も含めてきちんと整理されたものとして機能するのであれば、より積極的に協力することができるとのことであった。

占冠村へのアクセスは、JRまたは車になる。特に平成23年秋に占冠ー夕張間の高速道路が開通したことにより、車による利便性が大幅に向上した。札幌および新千歳空港からのアクセスは以下のとおりである。

札幌～占冠 (JR)：90分、(車) 105分 (高速利用)

新千歳空港～占冠 (JR)：60分、(車)：75分 (高速利用)

（３）森林および森林施業

前述のとおり、占冠村はその面積の約94％を森林が占めている。これら森林の面積の約90％は国有林であり、残りの10％が民有林（村有林および私有林）である。また、森林のうち約27％が人工林である（図2-3-5）。

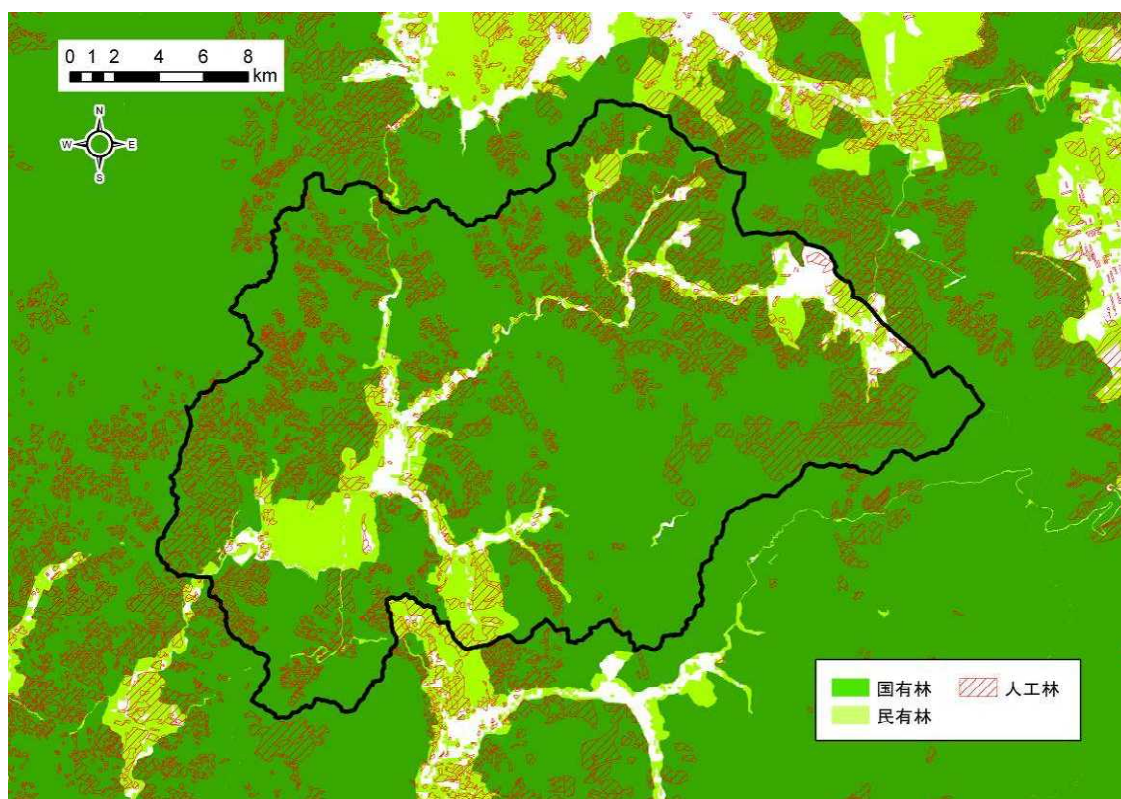


図2-3-5 占冠村の森林の現況

占冠村の国有林および民有林の状況については、それぞれ上川南部森林管理署と富良野地区森林組合に対して聞き取り調査を行った。以下、そこで得られた情報を挙げる。

①上川南部森林管理署からの情報

○国有林の森林施業について

- ・上川南部森林管理署における森林施業の概要は表2-3-3のとおりである。

表2-3-3 上川南部森林管理署における森林施業の概要

名称	時期・概要	実施主体
素材生産	年間通して実施（次年度については計画中）	請負
造林	5～11月	
林道維持修繕	5、6月～積雪前まで	
立木販売	それぞれ3年間の搬出期間の中で実施	
収穫調査	冬期間中心に年間通して実施	直営・請負
林況調査	冬期間中心に年間通して実施	直営
巡視	年間通して実施	

○国有林における狩猟の現状について

- ・今年度の入林申請者数は管内全体で延べ160名
- ・狩猟に伴う苦情・トラブルは今シーズンは特にないが、過去にはゲートの鍵の破壊や残滓の放置などがあった。また昨年度は管内でオジロワシが撃たれる事故が発生している。
- ・安全確保のための工夫
 - 入林申請する狩猟者へ禁止区域の図面（図2-3-6）の配布
 - 林道入口等に注意喚起の看板の設置
 - 職員は赤・オレンジ等の目立つ色の服装を着用
 - 猟期前に地元市町村と警察に安全確保のための協力依頼
- ・狩猟巡視委託業務に伴うパトロールを委託して実施
 - 期間：11月26日～3月12日
 - 延べ280時間（1日4時間）の枠内で、土日中心に実施
 - 占冠については猟友会占冠部会に委託
- ・昨年度は占冠村内では1路線でエゾシカ狩猟促進のための除雪を実施。今年度も実施予定あり。

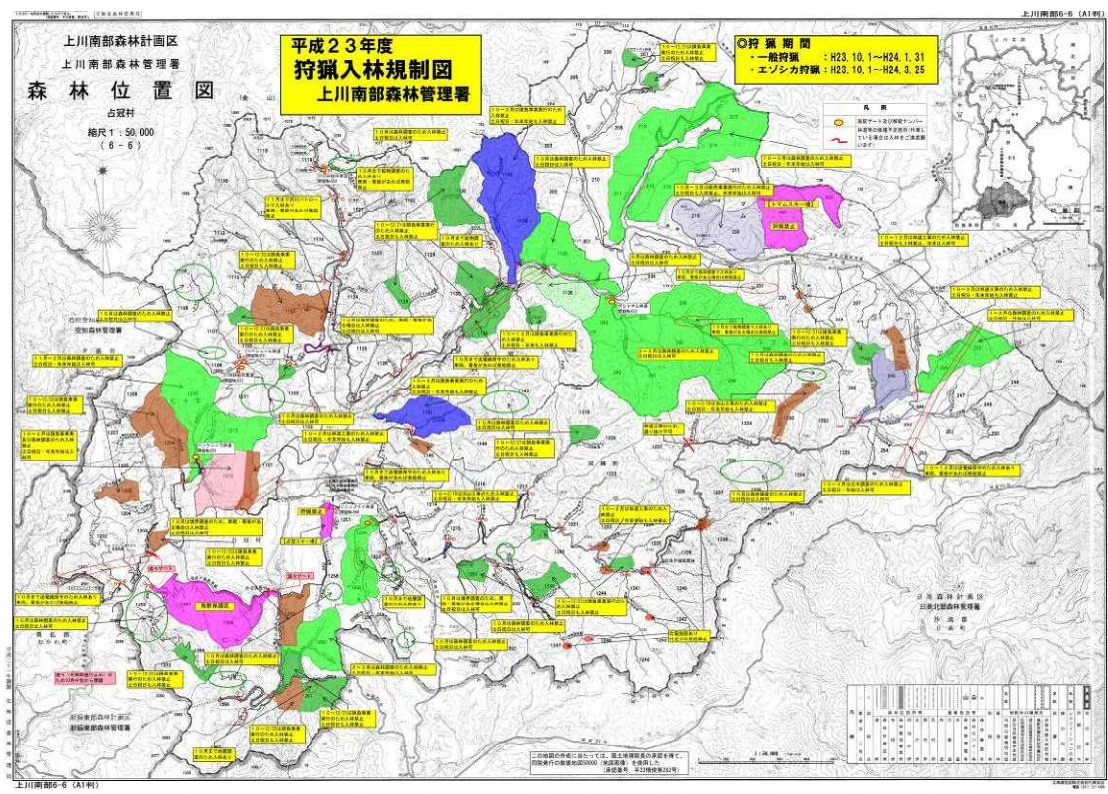


図2-3-6 平成23年度狩猟入林規制図

②富良野地区森林組合からの情報

○民有林の地権者について

- ・地権者数は約250名。うち組合員は約150名。
- ・地権者のうち、地元在住および過去に在住して現在転居している人が約半数。残り半数は不在地主。過去に不動産として分譲された土地については所有者不明も多い。
- ・王子製紙の社有林が民有林の約2割を占めており、独自に管理されている。
- ・上記を除いた民有林の約8割を森林組合が管理している。

○民有林の森林施業について

- ・4～6月植林、6～8月下草刈り、9～11月植林、間伐は年間通して実施している。調査も間伐前と植林前を中心に年間通して随時実施している。
- ・年間の実施面積は植林約20ha、下草刈り約100ha、間伐約150ha。間伐のうち約半数は秋から冬に実施（現在の猟期期間中）。また、冬場の間伐場所は除雪経費削減のため、あまり奥では実施しないようにしている。
- ・間伐についてはできるだけ集約化して5ha以上で実施するようにしている。
- ・調査以外の作業については基本的に外注している。

○民有林における狩猟の現状について

- ・ハンターの中には残滓の処理などのマナーの悪い人がいる。残滓についてはクマを誘引する恐れもあるので危険である。
- ・冬期間作業のために除雪をしていると、断りもなく入ってくるハンターがいる（特に土日）。
- ・安全対策としては作業箇所の入口に看板や旗を設置するようにしている（図2-3-7）。



図2-3-7 作業箇所における旗の設置例

(4) エゾシカの生息状況および捕獲の動向

①エゾシカの生息状況および捕獲の動向の経年変化

毎年狩猟期前に北海道によって実施されているエゾシカのライトセンサス調査の結果を図2-3-8に示す(占冠村役場提供)。年による変異はあるもののH16からH23の8年間の10kmあたりの発見頭数の平均は57.8頭であり、高い密度でエゾシカが生息している地域といえる。

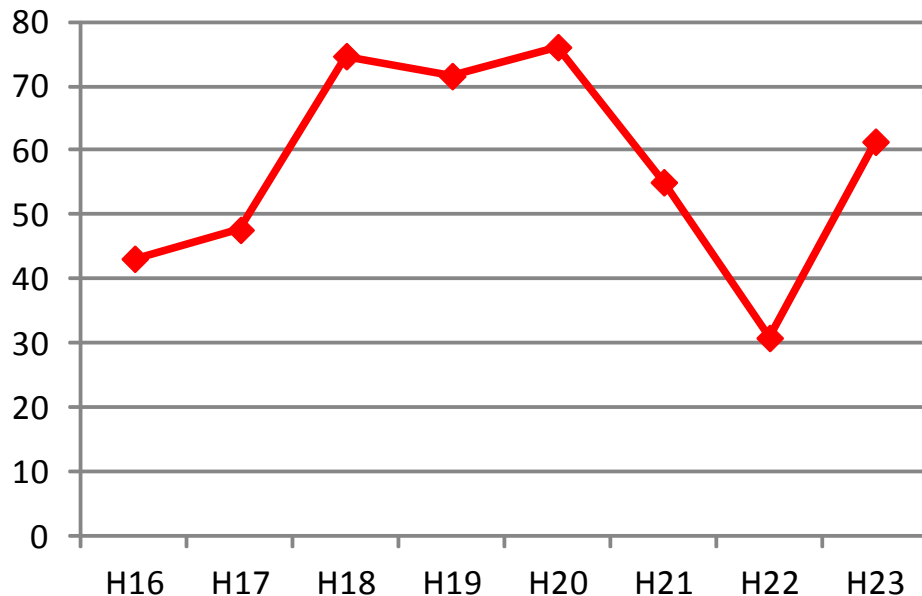


図2-3-8 占冠村におけるエゾシカライトセンサス調査における10kmあたりの発見頭数の推移 (H16-23)

次に、占冠村におけるエゾシカの捕獲数の推移を表2-3-4と図2-3-9に示す。ここではH17年からH21年の5年間の有害鳥獣捕獲および狩猟による捕獲数を示した。なお、有害鳥獣捕獲については、H22年およびH23年のデータも入手できたため、参考としてあわせて表記した。

有害鳥獣捕獲での捕獲数は、著しく増加している。役場および猟友会からの聞き取りでは、その理由として、被害の増加に伴い報奨金が設定されたこと、H22年から外部のハンターの応援を頼むようになったこと、新規加入したハンターが精力的に捕獲に従事していることなどが挙げられた。

一方、狩猟による捕獲数については、年によって変動がみられるものの、全体としては増加傾向にあると言える。また捕獲個体の内訳としては、オスよりもメスのほうが多く捕獲されている。

表2-3-4 占冠村におけるエゾシカ捕獲数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
有害鳥獣捕獲	44	149	165	159	147	295	451
狩猟	154	337	135	313	438		
狩猟オス	67	111	60	126	146		
狩猟メス	87	226	75	187	292		
合計	198	486	300	472	585	295	451

* H22、23は有害鳥獣捕獲のみ

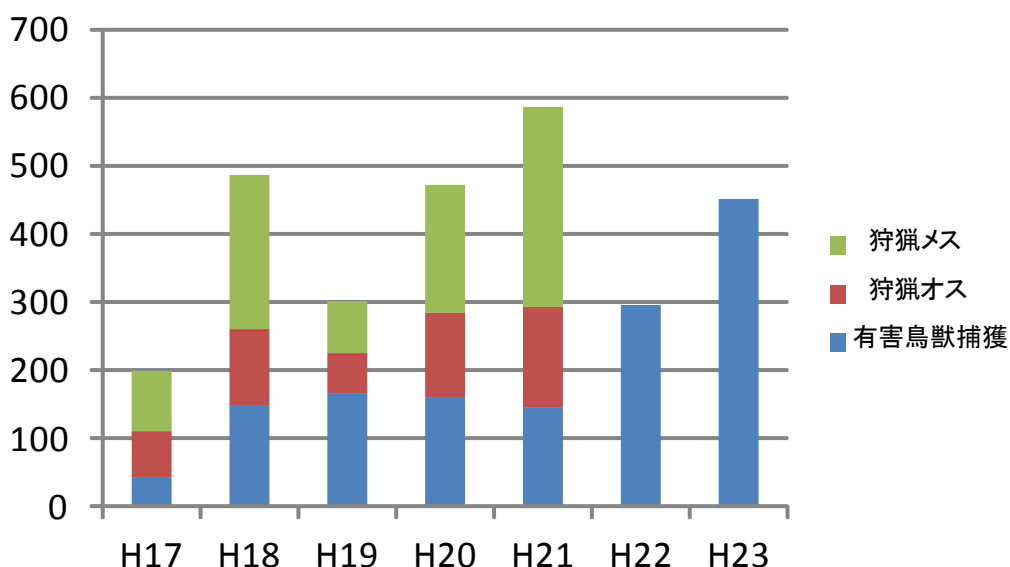
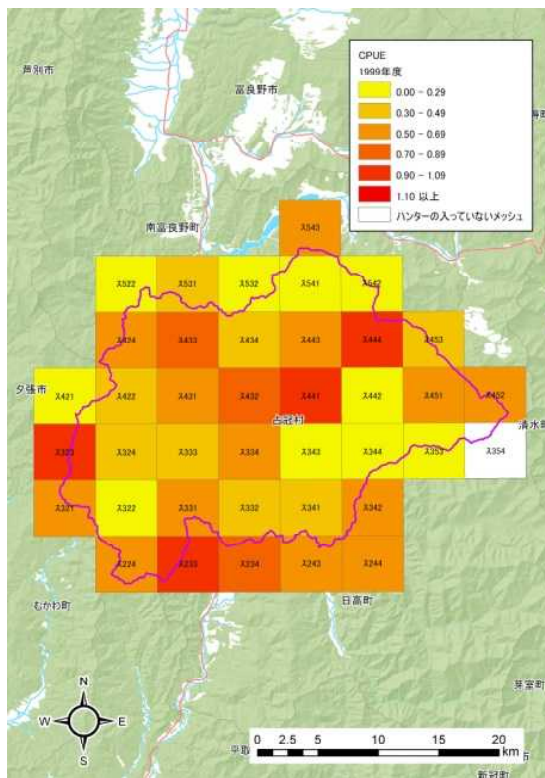


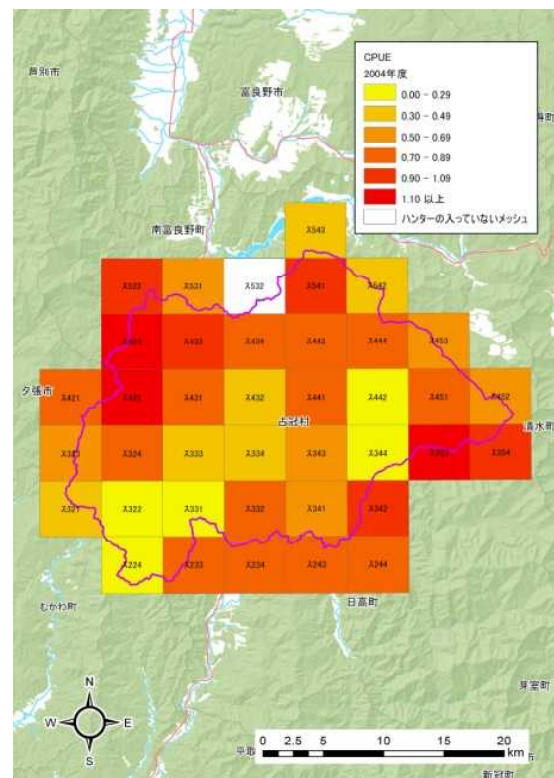
図2-3-9 占冠村におけるエゾシカ捕獲数の推移

図2-3-10と図2-3-11は狩猟統計のデータをもとに占冠村におけるエゾシカのCPUE（5キロメッシュごとの狩猟者1人1日あたりの捕獲数）とSPUE（5キロメッシュごとの狩猟者1人1日あたりの目撃数）の推移を示したものである。それぞれCPUEでは黄色→橙色→赤色、SPUEでは黄色→緑色→青色になるに連れて、その値が高くなり、エゾシカの生息数の増減を示す指標として用いられている。

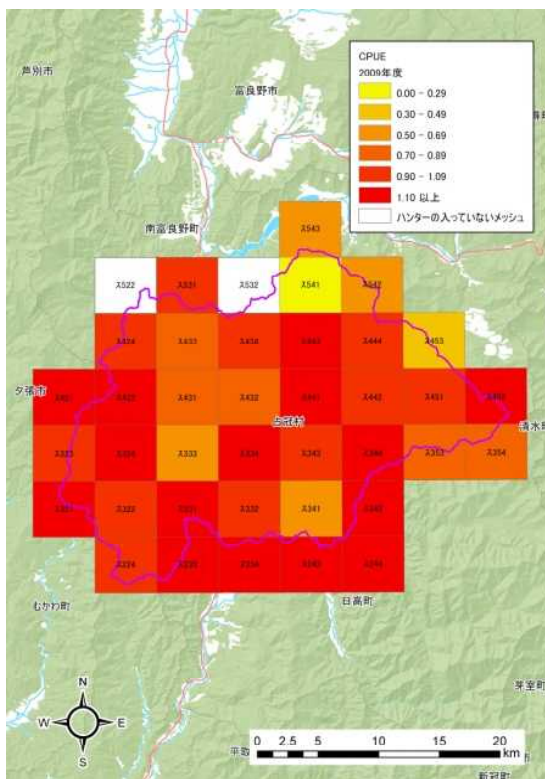
この図を見る限り、平成11年から21年にかけて徐々にCPUEもSPUEも全体的に値が高くなってきていることが読み取れる。このことは占冠村におけるエゾシカの生息数が年々増加傾向にあることを示唆している。



平成11年度



平成16年度



平成21年度

図2-3-10 占冠村におけるCPUEの推移

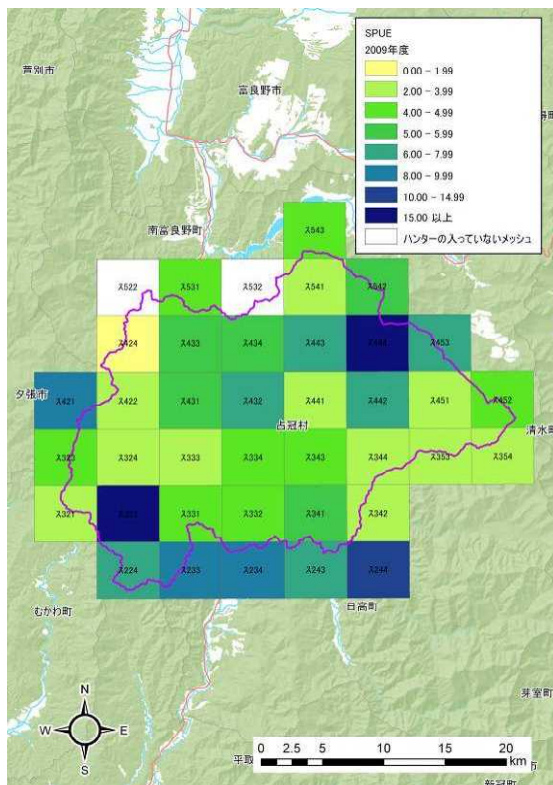
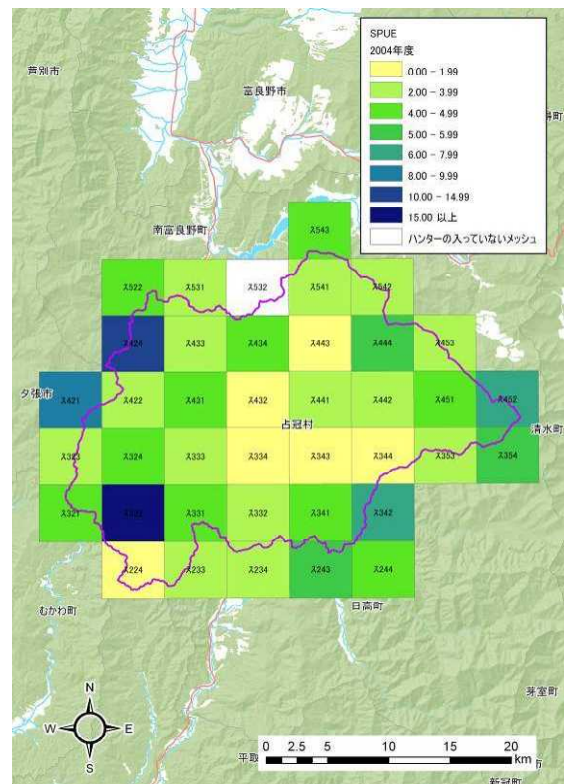
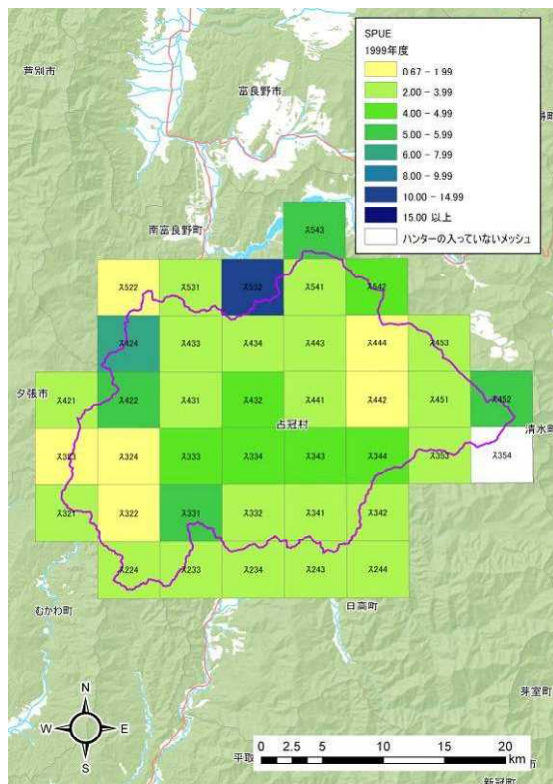


図2-3-11 占冠村におけるSPUEの推移

②狩猟期間内のエゾシカの生息状況および捕獲の動向の変化

平成21年度狩猟期間中の占冠村における月別のエゾシカ捕獲数を表2-3-5に示す。また、同じく平成21年度の月別のCPUEとSPUEを図2-3-12、図2-3-13に示す。なお、平成21年度の猟期は平成21年10月24日～平成22年3月28日となっており、特に10月は期間が限定されているので注意が必要である。

表2-3-5 占冠村における狩猟による月別捕獲数の推移（平成21年度）

捕獲数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
オス捕獲数	10	39	21	41	26	9	146
メス捕獲数	7	49	48	86	63	39	292
計	17	88	69	127	89	48	438

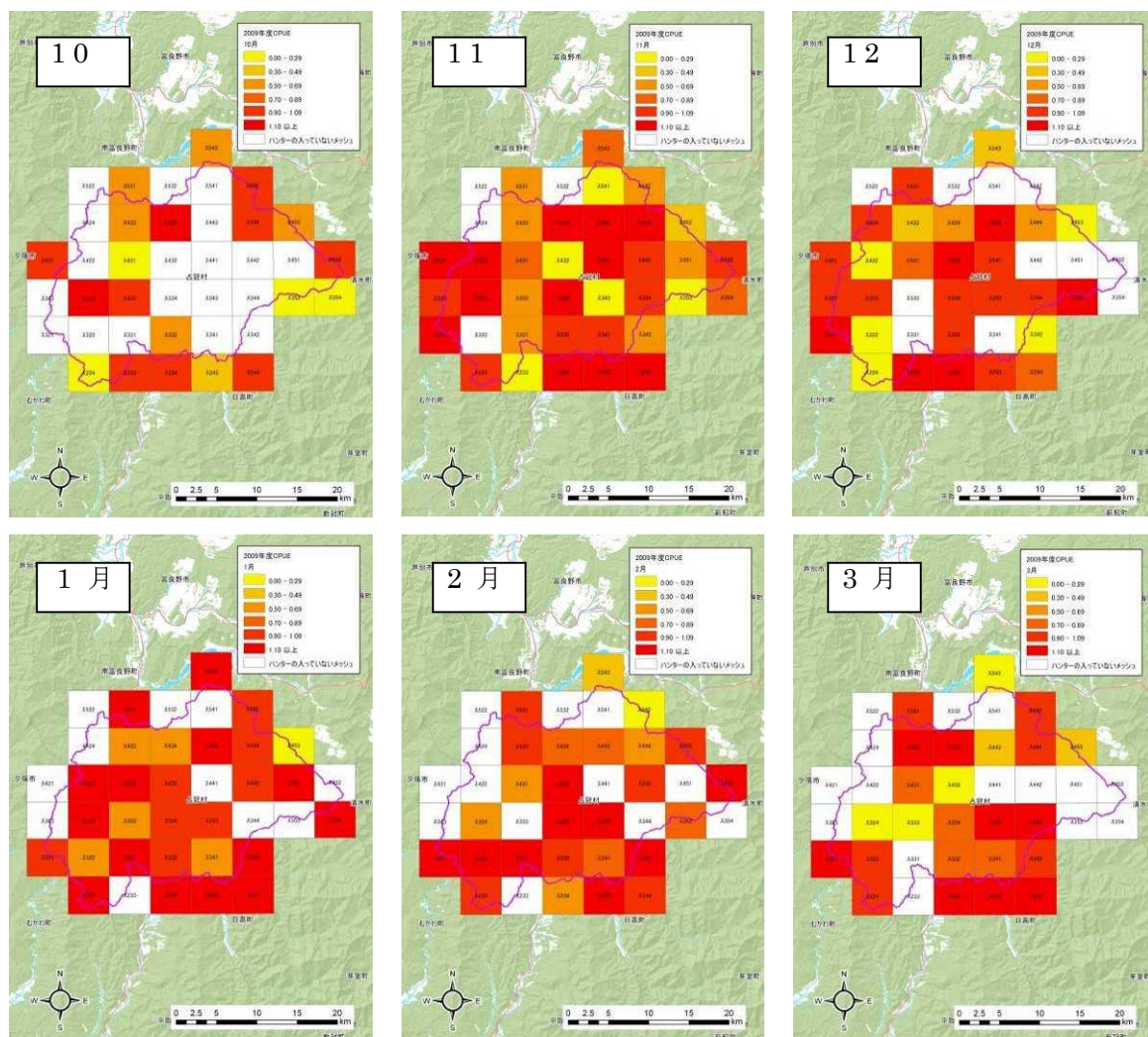


図2-3-12 占冠村におけるCPUEの月別の推移（平成21年度）

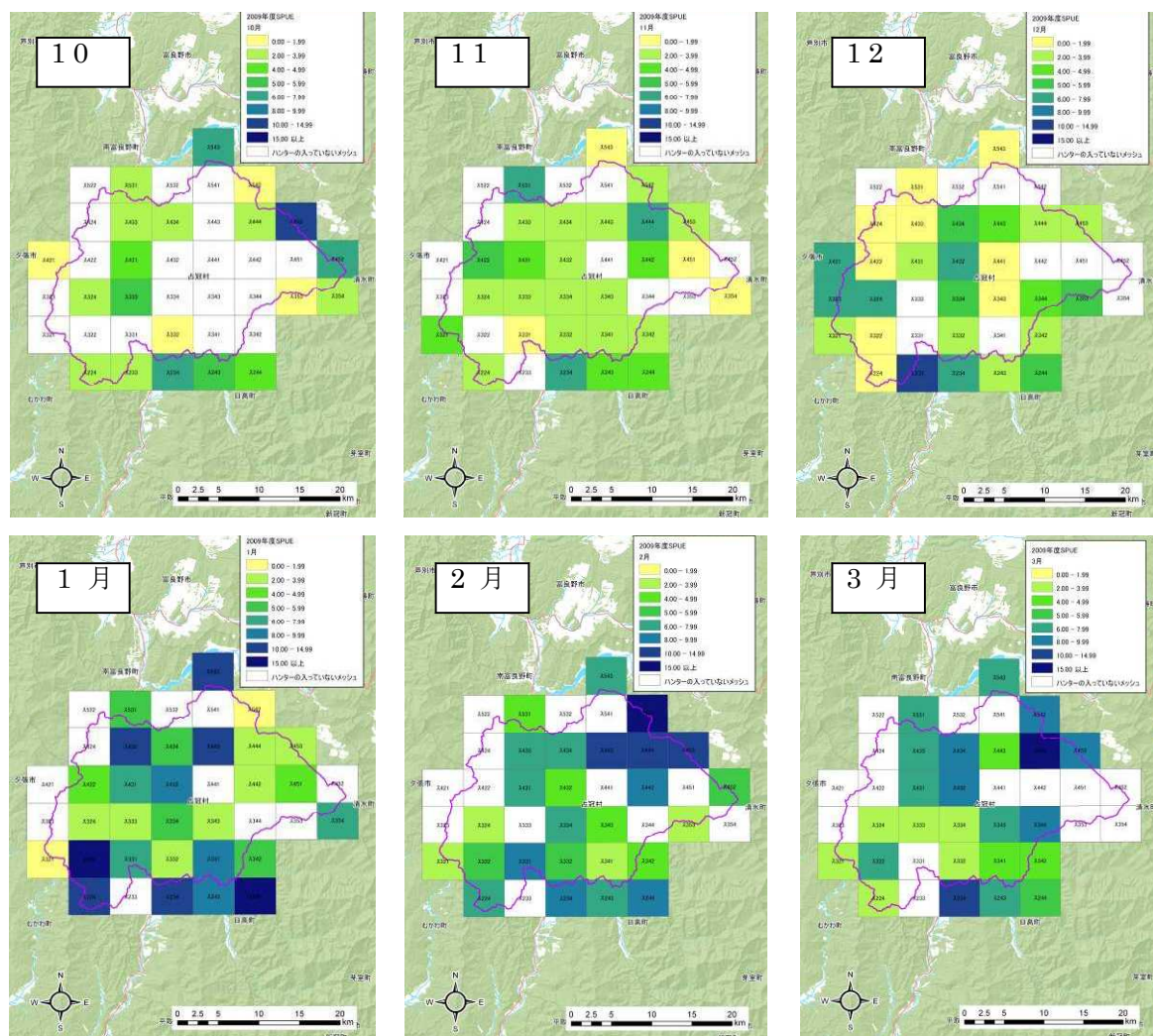


図2-3-13 占冠村におけるSPUEの月別の推移（平成21年度）

月別の捕獲数については、1月をピークにして、期間全体を通してエゾシカが捕獲されていると言える。また、CPUEの月別の変化を見ると、11月が村内全域でエゾシカが捕獲されていることが読み取れる。その後12月から3月にかけては空白のメッシュが増えているが、これは積雪によりエゾシカの生息場所がいわゆる越冬地に限定されることや、除雪等の場所により狩猟者の入猟場所も限定されることが影響していると考えられる。SPUEについては、狩猟期前半（10 - 12月）よりも後半（1 - 3月）のほうが全体的に値の高い傾向がみられるこれについても冬期間エゾシカが越冬場所に集中することにより、目撃数が増加していると推察される。

③狩猟期間中の入猟者数および属地別の入猟者の推移

図2-3-14に平成11年、16年、21年の占冠村への延べ入猟者数とその属地別の内訳を示す。狩猟期間等が異なるため、一概に比較することはできないが、全体の延べ入猟者数は増加傾向にあり、平成21年度は延べ387人日の入猟があった。このうち属地別でみると、地元の占

冠村の入猟者は1～1.5割を占めている。また、地元以外の入猟者としては石狩管内からの入猟者の割合が比較的高く、主に札幌圏からの入猟者が多いと推察される。

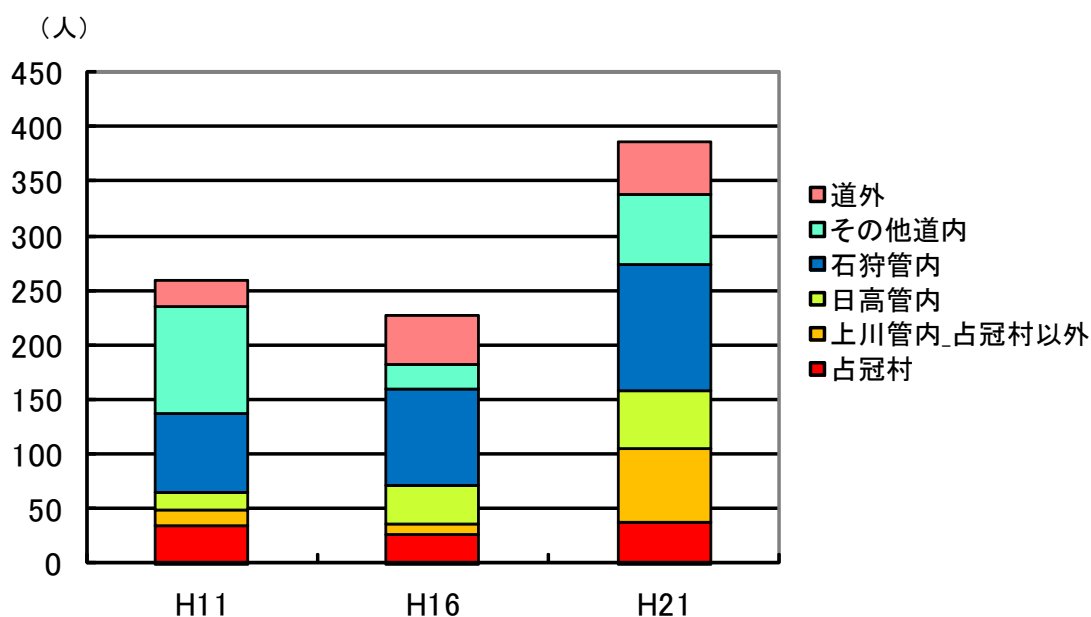


図2-3-14 占冠村における属地別の入猟狩猟者数の推移

(5) エゾシカによる被害とその対策

①エゾシカによる農林業被害

占冠村では主な農作物は牧草およびデントコーンである。このうち牧草については平成20年度より被害額を算定するための試みが行われている(表2-3-6)。算定方法自体の誤差や年による気象条件の違い等により、年によってばらつきはあるが毎年数百万円から千万円を超える被害が出ている。

また、農業関係者からの聞き取り調査では、過去にはビート等の換金作物を植えていたこともあったが、エゾシカの被害が激しいために牧草に切り替えたとの話も得られた。

表2-3-6 占冠村における牧草の被害額の推移(占冠村役場提供)

年度	H20	H21	H22	H23
被害額(円)	8,077,440	13,983,529	3,798,044	14,198,668

林業被害については被害額を表した統計資料はないものの、国有林においてはエゾシカ影響調査・簡易チェックシートを実施して情報の集積に努めているところである。また、民有林においては、植林木(特にカラマツ)の採食被害やトドマツの角擦り、広葉樹の一部樹種については樹皮食いがみられるとのことであった。

②狩猟者の動向

現在北海道猟友会富良野支部占冠部会に所属する狩猟者は11名で、50代がその中心である。ここ数年で新規に銃を所持する人が増え、一時期よりも増えてきているとのことである。また、有害鳥獣捕獲については、地元以外に札幌4名、苫小牧1名の外部の狩猟者も従事している。

③エゾシカ対策

被害対策としては柵による防除ではなく、有害鳥獣捕獲による捕獲で対応している。柵を導入していない理由としては、主な作物が換金作物ではないため、柵を設置する際の農家負担が大きいことや、農地の規模が比較的小さいため費用対効果が得られにくいことがある。

捕獲したエゾシカを有効に活用するための施設として、占冠村ではエゾシカ処理加工施設を建設し、平成24年度より運用開始予定である。この施設では施設の管理・運営は村が行い、使用者から使用料を徴収する。また、年間の計画処理頭数は300頭の予定である。

また、エゾシカに係る専門的な人材として、平成22年度より期限付きではあるが、役場内にエゾシカ対策を専門とする職員が配置されている。

占冠村では、平成22年より外部有識者も交えた占冠村エゾシカ対策協議会を設置し、エゾシカの総合的な対策を検討、指導・助言を行っている。これらの結果を踏まえてエゾシカ対策基本構想が平成23年度に策定されている。

（６）猟区に対する意見、要望等

聞き取り調査で得られた猟区に対する主な意見や要望は以下のとおりである。

（猟区に求めるもの）

- ・地域の住民の安全を最優先し、利用者に対してはマナーを徹底してほしい。
- ・狩猟の安全面から考えて是非推進してほしい。
- ・事業の安全を十分確保してほしい。
- ・地域経済の一助としては期待できる。
- ・観光にもつながる動きとして期待できる。
- ・シカの数を減らすことを第一義に考えてほしい。
- ・農林業被害の現状を踏まえると、頭数を減らして被害を抑制していくことも必要
- ・狩猟者をコントロールする仕組みとともに、生態系も含めた影響も含めて、広く捉えていく仕組みが必要
- ・地域資源の保護管理の一環として捉え、それに係る仕組み・人材作りにつなげていくべき
- ・「安全な狩猟」「農業被害」「地域経済の活性化」のバランスをどのように取っていけるかが課題になる。

（猟区を設定する前にすべきこと）

- ・地域住民の不安を払拭する意味でも、住民向け説明会などの取り組みが必要
- ・一般の人（村民）は猟区のことをほとんど知らないので、猟区をどのようなものとして説明していくかが重要
- ・猟区が一部の人の利益につながるのではなく、公共的な役割につながっていくことをアピールしていくことが必要
- ・実際にどの程度利用者のニーズがあるかについては、マーケットを慎重に調査する必要がある。
- ・事前に越冬地の調査を行って、シカの分布や生息状況を把握することが必要

（猟区の運営のあり方）

- ・運営については、村内の幅広い立場の人を巻き込んでいくことが必要
- ・運営団体には公共性が求められるので、完全な私的機関ではなく、監査等含めてチェック機能を有する団体にすべきである。ただし、協議会のような形では責任があいまいになる恐れがあるので、あまり好ましくない。
- ・事故及びその危険性も踏まえて、責任がきちんと取れる体制が必要
- ・今後運営する解体施設や食肉の販売とも連携した動きにしていけるとよい。
- ・土地使用の承諾が取れるところからはじめて、徐々に拡大していくのがよい。
- ・猟区としてはできるだけ広く設定した上で、実際に使用する場所はシカの生息状況等をみながらコントロールしていくのがよい。

- ・被害をおさえるためには有害鳥獣捕獲も実施していく必要がある。

2-4 有識者からの意見聴取

今後の猟区のあり方や占冠村で猟区を設定する上での課題や解決策などについて、幅広い観点から意見や助言を頂戴することを目的に、エゾシカの保護管理や狩猟制度、環境経済等を専門とする有識者にヒアリング調査を行った。

表2-4-1 ヒアリング実施結果一覧

実施日	対象者	所属・立場
平成23年12月19日	鈴木 正嗣	岐阜大学応用生物科学部獣医学講座野生動物医学研究室教授
平成24年1月13日	宇野 裕之	地独)北海道立総合研究機構環境科学研究センター研究主幹
平成24年1月16日	赤坂 猛	酪農学園大学 生物多様性保全研究室教授
平成24年1月16日	井田 宏之	社団法人エゾシカ協会事務局長
平成24年1月16日	吉田 剛司	酪農学園大学 野生動物保護管理学研究室准教授
平成24年1月18日	庄子 康	北海道大学農学部森林科学科准教授
平成24年1月18日	伊吾田 宏正	酪農学園大学 狩猟学研究室講師
平成24年2月21日	我満 嘉明	エゾシカ食肉事業協同組合理事、フィールド企業アドバイザー
平成24年2月23日	梶 光一	東京農工大学 野生動物保護学研究室教授

○ヒアリングで得られた主な意見や助言

(今後の狩猟のあり方について)

- ・銃刀法の改正を受けて狩猟者が大きく減少していくことが予想される。
- ・今後の人材育成の対象は、一般狩猟者と個体数調整のための人材の2つになっていく。
- ・現在は乱場が前提となっているが、本来は可猟地域を決めていくという考え方に基づいて狩猟を考えていくべき。
- ・安全を保つためにはガイド付きのハンティングが望ましく、その人材が野生動物管理の専門家として、被害や生息密度の管理も行っていく体制にすべき。
- ・狩猟者が減少し、野生動物との軋轢が増えていくことが予想され、資格制度に基づいた人材の配置が必要になってくる(ドイツの例)。
- ・計画的な捕獲体制が必要であり、それに伴い市町村単位で人材を配置していくことが求められる。
- ・狩猟者が減少する中で、5-10年後には新しいモデルが求められている。
- ・狩猟の果たす社会経済的、文化的、生態学的な位置づけを明確にすべき。
- ・シカのように広域に分布し増加率の高い動物をコントロールするには、狩猟は有用な仕組みである。その上で、専門家が対応する仕組みも必要。

(北海道における猟区のあり方について)

- ・中長期的な視点で自然資源全体の活用を考え、その中の一部として猟区の仕組みを生か

していくべき。

- ・地域ごとのエゾシカの管理システムを考えていく手法の一つとして猟区を活用すべき。
- ・猟区はあくまでシカ管理のツールに過ぎない。かなり幅広い運用が可能。
- ・猟区としての目的の設定が重要。狩猟者の楽しみだけでは成り立たない。
- ・生物多様性国家戦略に基づいて、国有林として野生動物の管理をどのように進めていくかのプランが必要。
- ・国有林としてエゾシカの捕獲に取り組むのであれば、森林施業のサイクルの中にシカの管理も組み込んでいくべき（伐採跡地を利用した捕獲、シカの管理ユニットとしての林班の利用等）。
- ・道有林や国有林など公有林は猟区制度を使って、きめ細かい管理をしていくべき。土地所有者自らが管理者となることが望ましい。それに伴い人材の配置も必要。
- ・国有林自体で猟区を運営していくべき。人材を配置することで雇用の確保にもつながる。
- ・フォレスター制度とも連携していくのが望ましい。
- ・国有林の支援策としては、土地の提供、ハイツワール等施設の設置、除雪、人材の配置などが考えられる。
- ・道内で先行している西興部との差別化および連携を図るべき。
- ・猟区が乱立するのはよくないが、北海道内に数ヶ所はあってもよいのではないか。
- ・新しい担い手にとって技術習得・トレーニングの場としての役割が必要。

（占冠村における猟区のあり方について）

- ・「安全・安心」「獲物の適切な処理」を目的とすべき。
- ・モデル的な位置づけとして展開すべき。
- ・野生動物管理の人材育成のための教育猟区として位置付けていくべき。
- ・村のエゾシカ管理の一環として、猟区を位置付けていくかを考えるべき。
- ・林産物や森林資源の管理とも結びつけて経営を多角化していくことが必要。
- ・猟区にどの程度の人と労力を注ぎ込めるのかによって仕組みがみえてくる。
- ・中心となって活動する人材が重要。人とのつながりをベースに展開していくべき。
- ・被害を受けている農家にも便益が還元される仕組みが必要。
- ・地域経済への波及効果をきちんと算出して示していくことが必要（西興部の例）。
- ・現実的に地域にとってはビジネスとして猟区を運営できることが重要になるので、それに基づいて支援をしていくべき。
- ・射場を設置すべき。ガイドする上で客の技量を判断するのに必要。
- ・流し猟だけでなく、給餌場を含めたハイシートも利用するとよい。
- ・ガイドなしでGPSを持たせて管理する方法もある。本来であれば資格を持っていればよりレベルの高い体験ができるようにして、資格と絡めていけるのがよい。
- ・他の鳥獣（鳥、ヒグマ）も含めた仕組みも一案。
- ・周辺の猟友会や北海道猟友会と十分な事前調整が必要。

- ・地域合意のために猟友会の支部とも調整する必要がある。
- ・トマムを中心とした観光リゾート地でもあるので、狩猟者だけでなくその家族も楽しめるような仕組みがあるとよい。
- ・若い世代は狩猟以外の楽しみ（例：スキーなど）も求める傾向があり、その点で占冠であればそれらにも対応できる。
- ・狩猟の疑似体験、獲物の料理などストーリーのあるエコツアーとして展開できる。それによって狩猟者以外の層にも対象を拡大できる。

（猟区におけるシカの管理について）

- ・エゾシカの生息数と被害のモニタリングが必要。
- ・シカのモニタリング（捕獲個体の年齢含む）をきちんと実施すべき。
- ・この地域もエゾシカの生息数は増加傾向にある。
- ・生息数や季節移動などエゾシカの動きをきちんとおさえるべき。
- ・冬期の生息状況を把握すべき。
- ・北海道のエゾシカ管理計画の中の地域計画として割り当てすべき。
- ・有害鳥獣捕獲、狩猟（猟区）のバランスをもとに捕獲数目標を設定するとよい。
- ・そもそも猟区の目的は被害管理とは異なるので、別の対応を取るべき。
- ・ゾーニングによって被害の軽減を図る場所とそうでない場所を分けるのもよい。
- ・海外の事例では捕獲のための農地（草地）をわざわざ作っている事例もある。
- ・「森林の更新」「農業被害」などの被害の許容水準の目安として、ライトセンサスで10～20頭/10kmがある。これよりも下がると捕獲効率が下がると考えられる。
- ・有害鳥獣を強度に実施すると、シカの警戒心が増してしまい猟区としての捕獲効率が下がってしまう。
- ・シカの警戒心が高まることを防ぐ意味で、夏場はわなを使用していくのもよい。
- ・過去の事例からみて、狩猟圧が落ちればシカの警戒度合い（すれ具合）は落ちるだろう。
- ・伐採跡地を自然の餌場として活用するのもよい。
- ・積雪が多い地域なので、冬場はトドマツなどの針葉樹や南斜面を中心にシカが集まっているのではないかな。

（猟区に関する国内外の参考事例や有益な情報）

- ・西興部は教育猟区としての位置づけを目指している。
- ・海外では狩猟のガイドは「アウトフィッター」と呼ばれており、資格が必要。
- ・ガイドの質を高めるためにも日本でも資格制度と連携していくことが必要。

（その他）

- ・法改正も見据えて、夏場の狩猟を考えてもよいのではないかな。
- ・将来的には海外からの狩猟者の受け入れも視野に入れるのがよい。

3 分析

3-1 今後の猟区のあり方について

3-1-1 猟区の運営に必要な条件

既存の猟区の多くがその収入の大部分を入猟者から得られる入猟承認料に依存している。そのため猟区の運営を安定させるには入猟者の確保が重要であり、さらには入猟者をひきつけるだけの猟区としての魅力が必要になる。猟区としての魅力には以下のような要素が考えられる。

表3-1-1 猟区としての魅力の要素

区分	内容
猟場としての魅力	高い捕獲効率、魅力的な猟法
ソフト面のサービス	ガイドの有無や質、安全で快適な狩猟環境
施設などハード面の充実	飲食・宿泊施設、解体施設
高い利便性	移動手段、所要時間（空港・道内主要都市）
安価な費用	入猟承認料、交通宿泊費等

これらの要素が多いほど猟区としての魅力が高まることになるが、この中にはトレードオフの関係にあるものもある。例えば優秀なガイドを付けることで安全な狩猟環境が確保され、ソフト面のサービスは充実するが、コストもかかるため、それらは入猟承認料やガイド料に反映されてくる。また、入猟者を多く入れるほど収入はあがるが、一方で過剰な捕獲圧をかけると獲物の警戒心が増し、捕獲効率の低下につながる。こうしたことを総合的に勘案しながら、どのようなシステムで猟区を安定的に運営していくのかを考える必要がある。

一方、最近の時代背景として無視できないことは狩猟者の高齢化と減少の進行である。このことは猟区にとって市場（マーケット）の縮小を意味する。全国の猟区の調査の結果からも、既存の猟区の多くが狩猟者の減少に直面し、収入（入猟者）が減少していること、また運営スタッフの確保にも苦労していることが示されている。

こうした中、西興部村猟区については、他の本州の猟区とは異なる運営方式を導入することで一定の成果を挙げている。すなわち完全ガイド付の猟法により、質の高いサービスを提供し、本州の顧客を中心に高い客単価での運営を実現している。こうした方策は同じ北海道に位置する占冠村においても、十分参考になるものである。

また、これまで収入を入猟承認料に高く依存している既存の猟区の仕組みも再考の余地が

ある。特に占冠村ではエゾシカ処理加工施設の運用が開始されることになっている。こうした施設は猟区に来る入猟者にとっては大きな魅力であり、捕獲されたエゾシカを資源として活用することで新たな収入をもたらすことにもなる。猟区だけでなく、施設の運営と合わせて事業を展開することが、安定した猟区運営を実現する一つの鍵になると考えられる。

3-1-2 猟区の果たす役割

本来猟区は、法第68条に謳われているとおり「狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る」ことを目的として設置されるものである。この生息数の確保という言葉の裏には、過去の歴史を鑑み、対象鳥獣が減少する恐れがある中で、それをいかにして保持しながら狩猟を継続していくかという考え方がある。現行の猟区制度では、仮に対象鳥獣が減少する状況にあれば、入猟者数や捕獲数をより厳しく制限することで、比較的容易に生息数の維持を図ることができる。

しかし、現状の北海道のエゾシカを取り巻く状況は大きく異なる。北海道ではエゾシカ保護管理計画のもと、増えすぎたエゾシカを狩猟によって減少させるべく、エゾシカの捕獲制限を緩和し、狩猟期間も伸ばす方向で施策を進めている。このような状況のもと、猟区を導入しても、現況より捕獲数を増やすことは難しく、猟区のみで個体数調整を図ることは限界がある。

このことの解決策については、後述することとして、ここではあらためて猟区の可能性とその課題について、項目ごとに考察する。

(1) 安全な狩猟の実施

前述の法第68条にもあるとおり、猟区本来の目的であり、最も実現性の高い項目である。現状の狩猟制度では、国有林を例にしてみると、狩猟者は入林申請をすれば入林することができるが、管理者からは誰がいつどのように入林しているのかを把握することはできない。これに対して、猟区は入猟者を把握・管理することが可能であり、入猟の際にきめ細やかなレクチャーを行うこともできる。またガイドをつけることを条件に付すことで、安全面をさらに向上させることができる。現在問題となっている残滓放置などの狩猟者のマナーの悪さについても一定の抑止効果が期待される。

(2) 資源としての活用

猟区では入猟者の把握・管理とともに、捕獲数についても一定のコントロールができる。そのため、有害鳥獣捕獲とあわせて、捕獲目標数を設定し、地域が主導してエゾシカの個体数を計画的に調整することができる。さらに、占冠のように処理加工施設がある場合は捕獲個体の解体や引取り等を通じて、猟区で捕獲された個体を資源として活用していくことが可能になる。

（３）地域経済への影響

猟区からは入猟承認料やガイド料という形で一定の収入が期待される。これらは猟区に従事するスタッフの人件費として支払われるほか、被害対策として地域に還元することもできる。また、外部からの入猟者が宿泊や飲食を通じて地域経済の活性化にも寄与することが期待される。

（４）個体数および被害の抑制

現況の北海道のエゾシカについては、前述のとおり猟区だけで個体数調整を達成するのは難しい状況にある。このため、有害鳥獣捕獲も含めて総合的に個体数を調整していくことが必要である。また有害鳥獣捕獲の実施に際しては、メスを重点的に捕獲すること、あるいは銃器よりもわなによる捕獲を強化することにより、エゾシカの警戒心の増加を抑え、より効率的に個体数の調整を行うことができる。また、猟区を運営する中でも、被害軽減を重視する地域を設定し、それらの地域での捕獲の比重を高めることも一案である。さらに、前項で述べたとおり、被害農家に対して猟区の運営から得られる便益を還元することも有効である。

（５）新たな体制の構築

今後は野生動物との軋轢が増えていくなかで、狩猟者の減少がさらに進行し、現行の体制では対応できなくなることが予想される。そうした中、地域ごとに人材を配置し、新たな体制を構築することが求められている。猟区の利点の一つとして、ガイドや猟区の運營業務を通じて、あらたな雇用を生み出し、地域に人材を配置できることがあげられる。

こうした人材を核に、非狩猟期にも被害や生息密度の管理、あるいは他の鳥獣（ヒグマ等）への対応など、野生動物管理の業務を遂行していく体制に結び付けていくことが求められる。

以上、今後の猟区のあり方について振り返ってみたが、現状のさまざまな問題を猟区のみで解決しようとするのではなく、猟区の利点を生かしながら、長期的な視点も含めて、地域の総合的な野生動物管理の中で猟区を活用していくことが重要である。また、そのためには猟区を単なる狩猟者の楽しみの場として考えるのではなく、公的なサービスの一環として位置付けていくことも必要である。

3-2 占冠村における猟区運営方式の提案

3-2-1 占冠村における猟区のあり方

占冠村は、「2-3 占冠村に関する調査」で見てきたとおり、以下のような点から猟区を設定するための潜在的な可能性を高く持っている地域であると言える。

- ・十分なエゾシカの生息数がある。
- ・リゾート施設も含めた大小さまざまな宿泊施設が存在する。
- ・空港や道内主要都市へのアクセスがよい。
- ・エゾシカ処理加工施設がある。
- ・猟友会の規模が比較的小さく、猟区に対する関心・理解も高い。
- ・村としてエゾシカ対策に積極的に取り組んでおり、捕獲を中心とした対策を実施しようとしている。また、専門職員の配置も実施している。

こうした状況と先に述べた今後の猟区のあり方を踏まえると、占冠村における猟区のあり方は以下のようなキーワードで示すことができる。

「安全な狩猟の実現」

「エゾシカ処理加工施設と連携した運営」

「猟区を含めた新たな野生動物管理体制の構築と人材の配置」

このほか、リゾート施設を有するという特徴を生かし、「家族で楽しめる猟区」という視点も考えられる。

いずれにしても、占冠としての特徴を生かしながら、すでに先行している、西興部村との差別化あるいは連携を図りながら、独自の猟区のあり方を構築していくことが必要である。

3-2-2 具体的な運営方式のタイプ

占冠村における具体的な猟区運営方式として5つのタイプを表3-2-1に示した。ここでは、運営方式を考える項目として、「設定者」、「専属スタッフ」、「設定範囲」、「猟法」の項目をあげている。以下、それぞれの項目にもとづいて5つのタイプをみていく。

表3-2-1 占冠村における猟区運営方式（案）

タイプ	設定者	専属スタッフ	設定範囲	猟法
1	占冠村役場 (協議会)	○ (通年)	占冠村全域	流し猟・待ち猟・忍び猟を中心に複数の 猟法を導入
2		△ (猟期のみ)		
3		× (なし)		
4	民間 (NPO、会社等)	○ (通年)		
5	国有林	直営または委託	国有林	

(1) 設定者

猟区の設定者として、最も順当に考えられるのは、占冠村役場である（タイプ1～3）。占冠村が運営主体となることの長所としては、対外的な信頼が高く、同意書取得等の事務作業が円滑に進むことがあげられる。また、予算措置が講じられれば、猟区に対しての金銭的な補てんが可能になるという面もある。一方で、短所としては役所が運営主体となることで、柔軟な経営が難しくなることがあげられる。

役場を中心とした関係機関が集まり、協議会として運営を行う方策もあり、実際に三陸地区五葉山猟区がこの方式を取っている。関係者が運営に主体的に関わることで、問題や情報の共有が円滑になる一方で、役割分担や責任の取り方があいまいになる恐れもある。

次に民間が運営主体となるパターン（タイプ4）であるが、実際に占冠村で運営主体となりうる民間の組織が存在するかということがポイントとなってくる。その上で、受け皿となる組織がある場合には、きちんとしたビジネスモデルのもとで運営を進めていくことが重要になる。

タイプ5は、国有林（森林管理署）が運営主体となるパターンである。この場合は設定範囲が国有林に限定される一方で、土地の同意書取得の手間は大幅に省くことができる。具体的なあり方については、別途後述する。

（２）専属スタッフ

ここでの専属スタッフの役割としては、猟区の申込受付、管理、ガイドも含めた入猟者への対応等である。先に述べたとおり、今後の猟区のあり方として、新たな野生動物管理の体制と結び付けて考えていくことが重要である。特に人材の配置を進めるためには、図3-2-1に示すとおり、猟区業務も含めて、有害鳥獣捕獲や、生息状況をモニタリングするための調査研究、あるいは普及啓発活動、食肉加工処理など、野生動物に係る業務で年間を通した仕事を構築していくことが求められる。このように年間を通して人材を雇用していくことができれば（タイプ1とタイプ4）、新たな野生動物管理の体制作りが大きく進展する。

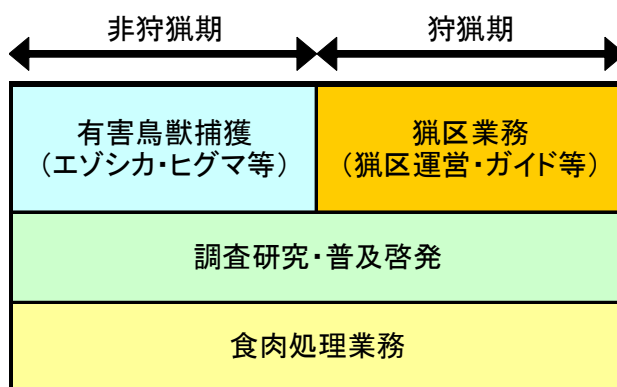


図3-2-1 占冠村における専属スタッフの年間の仕事イメージ

年間を通して専属スタッフを配置できない場合には、狩猟期間だけスタッフを配置する（タイプ2）、あるいは専属スタッフは配置せず、申込みや受付は役場等で対応し、ガイドは地元の狩猟者が担う体制が考えられる（タイプ3）。

参考までに現地調査を実施した既存の猟区について、専属スタッフの配置状況を表3-2-2に示す。

表3-2-2 現地調査を実施した既存の猟区における専属スタッフの配置状況

専属スタッフの有無と期間		猟区名	備考
有	通年	西興部村猟区	
有	狩猟期間のみ	三陸地区五葉山猟区	ガイドは別途地元狩猟者に委託
無		清川村猟区	ガイドは別途地元狩猟者に委託
		大迫猟区	

（３）設定範囲

猟区の設定範囲としては、行政界を境界として占冠村全域を設定することが望ましい。ただし、占冠村の面積の広さ（西興部村の1.85倍）を考慮すると、適正な管理を行うために多くの労力と入猟者の確保が必要である。

（４）猟法

占冠村で導入できそうな猟法について、その概要および可能性と課題を表3-2-3に示す。現実的には流し猟および待ち猟が可能性の高い猟法と言えるが、複数の猟法を導入することで猟区としての魅力を上げていくことが望まれる。また、猟区内を猟法ごとにブロック分けする、あるいは積雪状況によってその比重を変えるとよい（例：積雪前は流し猟、積雪後は待ち猟）。さらには、スノーモービルやホーストレッキングとの組合せも考えられる。

また、ガイドについては安全な狩猟の実施の観点から、基本的には同伴すべきであるが、一定の要件を満たした人については、GPSを所持させるなどした上で、免除するという方策もある。

表3-2-3 猟法の概要およびその可能性と課題

種類	概要	可能性と課題	評価
流し猟	狩猟者が車に乗り、車で走行しながらシカを探す。撃てるシカを発見したときに車から降りて撃つ。	地元で広く行われているため、一定のノウハウがある。安全を確保するためには、ガイド同伴が望ましい。冬期間は積雪のため、通行できる範囲が限定される。	○
待ち猟 (ハイシート)	シカが出没する場所に待機場所を設置し、出てくるシカを待って撃つ。給餌と組み合わせることもある。	安全は確保しやすい。 先行的にシャープシューティングを実施しているが、さらに実施適地やノウハウを増やす必要あり。	○
忍び猟	狩猟者が徒歩で歩き、見つけたシカを撃つ。通常は単独または少人数で実施。	あらかじめシカの生息状況を把握してコースを設定すれば実施可能。 ただし、技術的に熟練度を要するため上級者向け。	△
組猟 (巻き狩り)	勢子と待ちに別れて、勢子が追い出したシカを待ちが撃つ。最低で5名程度の人数が必要。	地形が急峻で不向き。 地元猟友会でも実施経験ほとんどなし。	×

3-3 国有林野事業における森林施業等との調整方法及び猟区支援策

3-3-1 森林施業等との調整方法

基本的には猟区を導入することで、入猟者の管理が行われ、既存の狩猟よりもはるかに安全な狩猟を実現することができる。このことは森林施業等の安全性の確保にもつながる。

具体的な調整方法については、猟区設定者に対して従前通り猟期前に作業実施箇所とその予定を示し、調整を行う。その上で、作業の予定に変更等が生じた場合には、逐次猟区設定者に連絡をする。従前は入林申請をする狩猟者全てに対して説明の対応が必要であったのに対して、窓口が猟区設定者に一本化されることで、対応の手間も大幅に省くことができる。

このほか、より高い安全性をもとめるのであれば、別途下記のような方策を猟区のシステムとして導入していくことも考えられる。

- ・ ガイドつき入猟システムの完全導入
- ・ 開猟日の限定（例：土日祝日等）

3-3-2 猟区支援策

国有林野事業における猟区支援策としては表3-2-4のようなものが考えられる。

表3-2-4 国有林野事業における猟区支援策

支援策	内 容
エゾシカの生息状況調査への協力	エゾシカ影響調査・簡易チェックシートによる情報提供。その他、冬期生息状況調査等を別途実施。
除雪の実施	上記冬期生息状況調査の結果に基づき除雪を実施し、冬期間の効率的な捕獲の実現を図る。
運営主体への協力・参画	構造物（ハイシート等）の設置等土地借用への協力、協議会等への参加
森林施業との連携	捕獲に適した伐採跡地の配置。
人的支援	フォレスター制度との連携。モニタリング調査等への協力。
国有林としての野生動物管理に対する計画策定	猟区を含めた野生動物管理の国有林野事業における位置づけの明確化。

このほか、先の運営方式の提案の中で述べた国有林（森林管理署）が運営主体となること（タイプ5）も猟区の制度を推進していく点で支援策に含まれる。ここでは、国有林が猟区の運営を行う場合について若干の考察を加える。

ドイツやイギリスをはじめとする海外の国々では、国有林自らが猟区を設定し、狩猟対象動物を林産資源として捉えて管理している。業務には森林官とよばれる職員が、自ら銃を所持して従事し、ガイドとして入猟者を案内したり、ときには自ら銃による個体数調整を実施したりしている。また、生息状況のモニタリング調査も併せて行うことで、シカを含めた有

蹄類を、森林の更新が可能な程度の生息密度に抑えるようにしている。

このように、エゾシカを含めた野生動物を国有林の自然資源として捉え、管理していく方策として猟区を運営していくことは、国有林としても十分に検討の余地がある。このことは国有林としての公益的機能の充実、あるいは雇用の確保や収益の向上等にもつながる。また、何度も繰り返しているとおり、今後狩猟者の大幅な減少が予想されるなか、国有林の中に野生動物に専門的に対応する人材を配置する意義は大きい。

4 報告会

平成24年2月10日に猟区設定可能性調査事業報告会が開催され、本事業の成果を報告するとともに、参加者との意見交換を行った。

「猟区設定可能性調査事業報告会」概要

●場所：北海道森林管理局 3階 大会議室

●日時：平成24年2月10日（金）13時30分～16時00分

●出席者（敬称略）

- ・北海道 水産林務部 森林整備課 主幹 市川良雄
- ・北海道 水産林務部 森林整備課 主査 小南雅誉
- ・北海道 水産林務部 森林環境局 道有林課 道有林整備グループ 主幹 濱田 革
- ・北海道 水産林務部 森林管理局 道有林課 道有林整備グループ 主査 谷口佳昭
- ・北海道 環境生活部 環境局 自然環境課 エゾシカ対策室 主任 筒淵美幸
- ・占冠村役場 産業建設課 林務担当係長 鈴木智宏
- ・占冠村役場 地域おこし協力隊 荒木奈津子
- ・独立行政法人森林総合研究所北海道支所 支所長 川路則友
- ・独立行政法人森林総合研究所北海道支所 産学官連携推進調整官 森貞和仁
- ・独立行政法人北海道立総合研究機構
環境科学研究センター 自然環境部 研究主幹 宇野裕之
- ・独立行政法人北海道立総合研究機構 林業試験場 保護グループ 研究主幹 対馬俊之
- ・独立行政法人北海道立総合研究機構 林業試験場 保護グループ 主査(鳥獣) 明石信廣
- ・酪農学園大学 環境システム学部 生命環境学課 狩猟管理学研究室 講師 伊吾田宏正
- ・北海道大学 大学院 農学院 博士課程1年 村松弘規
- ・社団法人エゾシカ協会 事務局長 井田宏之
- ・林野庁 経営企画課 環境保護調整係長 北亮子
- ・北海道森林管理局 局長 津本頼光
- ・北海道森林管理局 次長 菊池博輝
- ・北海道森林管理局 企画調整部長 松本芳樹
- ・北海道森林管理局 総務部長 上野司郎
- ・北海道森林管理局 計画部長 平野均一郎
- ・北海道森林管理局 森林整備部長 石井晴雄
- ・北海道森林管理局 保全調整課長 萩原裕
- ・北海道森林管理局 指導普及課長 中島章文
- ・北海道森林管理局 国有林野管理課長 多田和宏
- ・北海道森林管理局 旭川事務所 副所長 山崎幸晴
- ・北海道森林管理局 計画課 企画官(森林資源評価) 佐々木貢
- ・北海道森林管理局 指導普及課 企画官(自然再生) 石橋暢生
- ・北海道森林管理局 国有林野管理課 監査官 佐渡英一

- ・北海道森林管理局 森林整備第一課 課長補佐 根田祥一
- ・北海道森林管理局 森林整備第一課 保護係長 津山藍
- ・北海道森林管理局 保全調整課 課長補佐 山崎敬介
- ・北海道森林管理局 保全調整課 広報主任官 横山宏幸
- ・北海道森林管理局 保全調整課 利用調整係長 塩谷昌土
- ・空知森林管理署 流域管理調整官 菊池浩司
- ・上川南部森林管理署 署長 西川晃由
- ・上川南部森林管理署 次長 山崎誠二
- ・上川南部森林管理署 業務課長 河合宏明
- ・NPO法人EnVision環境保全事務所 理事長 赤松里香
- ・NPO法人EnVision環境保全事務所 研究員 早稲田宏一
- ・NPO法人EnVision環境保全事務所 井部真理子
- ・NPO法人EnVision環境保全事務所 小向裕一



図4-1 報告会会場風景

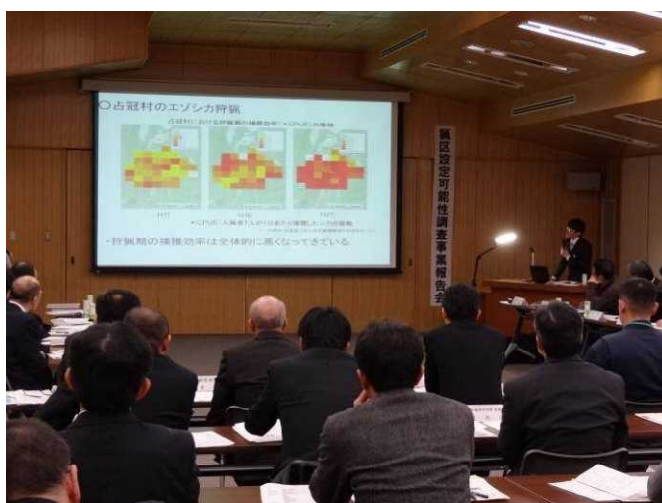


図4-2 報告会発表風景

発表に使用したスライドについては、資料編④を参照のこと。意見交換の主な内容は下記

のとおりである。

No.	内 容
質問・コメント	猟区にハンターがお金を払って行くことの理由、例えばそこに行けば確実に獲れるだとか、他に狩猟できる場所があまりないとかいうことがなければお金を取ることは難しいのではないかな？ いただいたお金だけで猟区管理協会を運営していくのは大変だということだが、それでシカ被害がなくなり、かつある程度の収益もあるのであれば、多少持ち出しが発生しても森林管理者ならば(猟区を)やる理由になるのではないかな。
回答	本州の事例では、周りに猟ができる場所が限られているので、狩猟者にとって安心して入れる場所が猟区によって確保されている。西興部では流し猟が主流であり、本州から来るハンターにとっては、北海道らしい狩猟を安心・確実に実施できる場所としての魅力がある。また新人ハンターの研修の場にもなりうる。
質問	本州の猟区は30年以上経過しているが、地元ハンター中心の運営でサロン化しているとも聞く。新たな魅力作りができていないという面があるようだが。
回答	リピーターは多いが新規の方が少ないという面は確かにある。猟期を伸ばしたり、入猟承認料を下げたりするなどの努力をしているところもあった。 その辺りで西興部では別の視点から取り組みをしていると感じた。
コメント	北海道のエゾシカは非常に大きく本州のハンターにとっては魅力、西興部ではそういうシカが90%程の成功率で獲れ、本州とは違ったエゾシカ猟の魅力を作れる部分かなと感じる。
質問	法的な猟区導入の周知の方法や、第三者の入猟を排他的に規制する罰則はどうなっているのか、それを具体的に担保したらよいのか？
回答	現場には看板を設置することになっている。実際の取組みとしては地元猟友会に巡視員をお願いしている。
コメント	西興部猟区開設時、(入猟承認を受けていないハンターが)勝手に入ってきて撃ったという事例があった。それは法律違反であるので警察対応になる。周知については猟区管理規程の中で定められており、猟区の境界を中心に看板を設置した。
質問	西興部では猟期、入猟者数等はどれくらいのキャパシティを取ることを念頭に設定していたのか、今も増やす努力をしているのか？
回答	キャパシティとしてはまだ余裕があるようである。
質問	宣伝等により増える可能性もあるのでは？

回答	入猟者数も伸びてはきている。
コメント	まだキャパはあり経営的に伸ばすことを検討しているが、あまり入猟させ狩猟圧をかけ過ぎるとシカが警戒するようになるのでバランスが必要だ。
質問	それは被害対策のための個体数調整という名目より、狩猟としての持続的な管理に主目を置いているということにならないか？
回答	目的の一つに農林業被害の抑制というのがあるが、現実的に猟区による達成は難しく、有害駆除等によらなければならない。地域経済への寄与等の目的については十分達成されていると感じた。
質問	占冠に入っているハンターは道内の方が大半だが、猟区設定により料金をとることになると北海道のハンターは入ってくるのか？ 今後は本州ハンターがターゲットとなるのか？ 占冠に来るハンターが減ってしまうのではないか？
回答	そこは課題である。入猟承認料を安く設定するというのが一つの方法。猟区設定の目的に応じて仕組み、ターゲットとなる客が変わってくる。外からのハンターをターゲットとするのであれば西興部のような形に近くなるが、身近な道内から入ってもらおうとするのであれば、運営費用を落とすようなことを考えていくことが必要。
質問	西興部猟区導入の前後で入猟者数は実際どのようなようになったのか？
回答	初年度は周知宣伝の不足等もあり、入猟者数、捕獲数とも大きく減少した。経営面でも厳しく、捕獲数が確保できないことは当時の課題であった。
質問	資料25Pの『安全な狩猟を目指す意味で、居住区域はできるだけ含める』という意味がわからない。居住区域ではないところが猟区の方がよいのではないか？ 26Pの『スノーモービル』は音も激しく、猟に影響するのでは？
回答	占冠では村全域で狩猟が行われており、ヒアリングの中でも安全面の確保という課題があった。猟区の役割としては安全面の確保が大きく、地域の住民にとっては、猟区になった方が安全な狩猟を維持するということでメリットがあると考ええる。 スノーモービルにはガイドを付け、シカから離れたところに乗りつけ、そこから歩いて入るなどすれば、活用する道具としては有効だと考える。
コメント・質問	旭川市と美瑛町ではスノーモービルを使った有害駆除でかなりの成果を上げている。 五葉山の猟区は全国唯一協議会方式で運営されているそうだが、協議会ならではの特徴的な部分が何かあればお聞かせいただきたい。 清川村猟区では収益の一部を獣害対策費等に還元しているそうだが、他

	の猟区でそういう事例があれば教えていただきたい。
回答	五葉山では狩猟事故が多発したことから入猟者が原因と思われる山火事があり、狩猟を管理しなければならないという背景があり、県の方から猟区を導入できないかという提案があったと聞いている。地域の人を巻き込んで進める過程で猟友会の反発もあったそうだが、それをまとめていく過程でこういう体制になったのではないかと推測する。 シカ対策費については五葉山が同じ事をやっており、収益が上がった場合はシカ柵整備の費用に回している。
質問	市街地を猟区に入れた方が安全ということだが、明らかに撃てない場所を猟区に設定することとのバランスは？ 住民の同意取り付けも必要だが。 冬場牧場のような場所で撃つ可能性を排除していないのでは？
回答	人が住んでいる場所を猟区にすることではなく、人が住んでいる地区も広く含めた方がいいという意味。猟区になったとしても当然住宅そばで捕獲はできない。地元の人達にとっては、よくわからない人たちが入ってきて発砲していくという不安があり、それを解消するためそこを含めた管理をするという意味。
質問	必然的に除かれるエリアは除いた上で猟区設定する、という理解でよろしいか？
回答	猟区を設定するときにムシ喰いにはできないので、実際には発砲できない場所に指定することで問題を回避している。
質問	住民に対する事前の説明にあたって、エゾシカ問題についての猟区設定によるメリットは何か？
回答	猟区は幅広い仕組みが取れるので、何が猟区なのかを説明すること自体が難しい。コンセンサスを得るためには猟区の目的を明確にすることがポイントで、一つは安全な狩猟が実現できるということ、また計画的捕獲が可能となり、それが地域における資源の活用につながるということが挙げられる。 ただ、猟区の仕組みにより個体数を抑制することは難しい。柔軟に運用することと、地域の中でそれをカバーするような仕組みを同時に設けていかなければ北海道の現状では難しいと思う。
コメント	エゾシカをプラス資源として活用していくことが猟区のポイントだろう。猟区を作ったから個体数を減らせるというのではなく、被害を軽減する仕組みは駆除等で別に作っていかなければならない。一番の部分は、狩猟権(ハンティングライツ)の販売により地域経済にプラスにできる、そういうようなことではないかと思う。

コメント	このままでは今の狩猟システムは将来的に崩壊することが確実で、野生動物の管理システムを再構築しなければ被害は拡大する。その一つのオプションとして猟区制度の利用により森林管理者及び利害関係者による地域主体の管理モデルを今作っておくことが必用である。 資源性も重要でシカ肉利用の推進や外国人ハンターを入れていくなど、広い視野でこれからも議論していきたい。
質問	エゾシカとの共存というテーマで猟区は理想だとは思いますが、占冠ではシカ対策で即効性があるシカ柵ではなく猟区をあえて選んだ検討の経過で、住民、農家からの意見などがあったのか？ また、猟区設定で食肉などいろんな問題がうまくいくと、今後道内に何箇所もできていくのか？
回答	占冠は農地が狭く小規模であり、また川沿いに細長いという地形的な条件もあり、費用対効果の点から柵を選択に至らなかったと聞いている。全てを猟区で解決使用とするのは難しい。このまま猟区をやらないで狩猟者に任せるだけでは先行きがないので、猟区で解決できるものは解決し、残る問題については別の方策でカバーしていくという、大きな枠組みの考え方を整備できればいいのではないかと思います。
コメント	西興部の時一番問題となったのは既存のハンターが不利益を受けることへの対処で、地域で一人でも猟区開設に反対するハンターがいれば難しい。人数が少なく猟友会がまとまっている所でなければ難しいので、適地はそんなに多くはない。土地所有者も多ければ（同意を得る）作業も大変である。 同じ市町村や地域の中で部分的に猟区設定するのは、管理上大変である。一括して設定したほうがよいと思う。
質問	エゾシカが激減し保護しなければならない流れになった場合、猟区の立場はどうなるのか？
回答	もともと猟区ができてきた背景は狩猟資源が減少していく中で安定的に確保することである。乱場では狩猟のコントロールはできないが、猟区では資源を保つために独自の制限を加えることができるので、その時は今とは違う立場の猟区経営を目指すことになるだろう。
コメント	オスだけ獲れば資源は増やせる。総量規制で資源管理できるのが猟区である。
質問	ある地域において排他的な狩猟のコントロールをするのが猟区だとすれば、現実には農林業被害が発生した時に批判の矢面に立たされるのでは？ そういった実例はあるか？
回答	被害を受けている人に対して補償や柵など、別な形での補填が必要だ。現状の狩猟のシステムではこうしたことは実現できない。トータルで見

	た時にはプラスにできるのでは。五葉山のシカ柵の例もこうした意図があると思う。
コメント	このままハンターがいなくなる中、猟区で専門家が仕事として従事し地域に定着し、開設期以外も駆除ができる人材確保、専門ハンター養成の場として有効である。
コメント	占冠では飼料作物が主で費用対効果の面から柵ではなく狩猟による選択で進めてきている。ここ数年ハンターのマナーが悪化し住民から狩猟管理の要望も出ている。解体施設も合わせ総合的にエゾシカ対策事業を検討している。
コメント	占冠では猟友会会員も猟区に興味を持っている。ただし、占冠は企業、宿泊施設も少なく、資金面も含め基盤整備が必要だ。